

管内概況

平成30年版



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

国土交通省

九州運輸局佐賀運輸支局

目次

I. 管内の概況

(本庁舎業務)

【企画調整部門】

地域公共交通再編実施計画	1
佐賀県の観光①(国籍別延べ宿泊者数)	2
佐賀県の観光②(佐賀空港 国際線 乗降客数・搭乗率)	3
佐賀県の観光③(県内の日本版DMO(候補法人))	4

【企画輸送・監査部門】

倉庫業の概況	5
旅客輸送の概況	6
乗合バス輸送の概況	6
貸切バス輸送の概況	9
タクシー輸送の概況	10
貨物事業の概況	13
貨物輸送の概況	15
大型貨物自動車(ダンプカー)の概況	16
レンタカーの概況	16
自動車運送事業の監査の概況	17

【登録部門】

自動車登録の概況	18
----------	----

【整備部門】

自動車検査制度及び点検整備制度の概況	23
自動車整備事業の概況	24
自動車の事故・公害関係の概況	25
街頭検査の実施状況	26

(唐津庁舎業務)

【海事担当】

運航関係事業の概況	27
港湾運送事業の概況	28
海事産業関連事業の概況	29

【運航労務監理官】

船員関係事業の概況	31
運輸安全マネジメント関係事業の概況	33

II. 佐賀運輸支局の概況

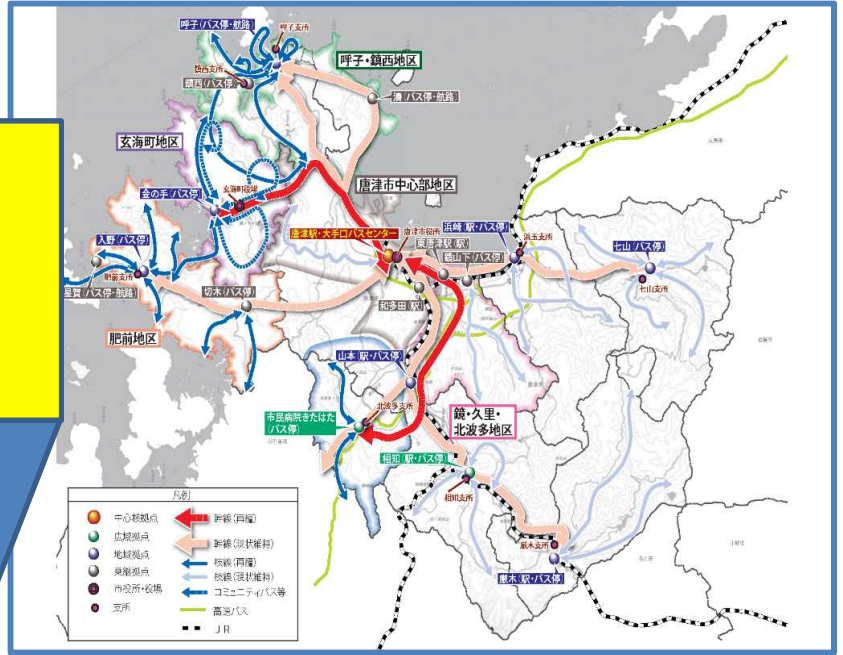
沿革	34
佐賀運輸支局の主な業務内容	36
管轄区域	37

(独立行政法人自動車技術総合機構)

独立行政法人自動車技術総合機構の概況	38
--------------------	----

地域公共交通再編実施計画

佐賀県、唐津市、玄海町
市町と県が協働して策定。

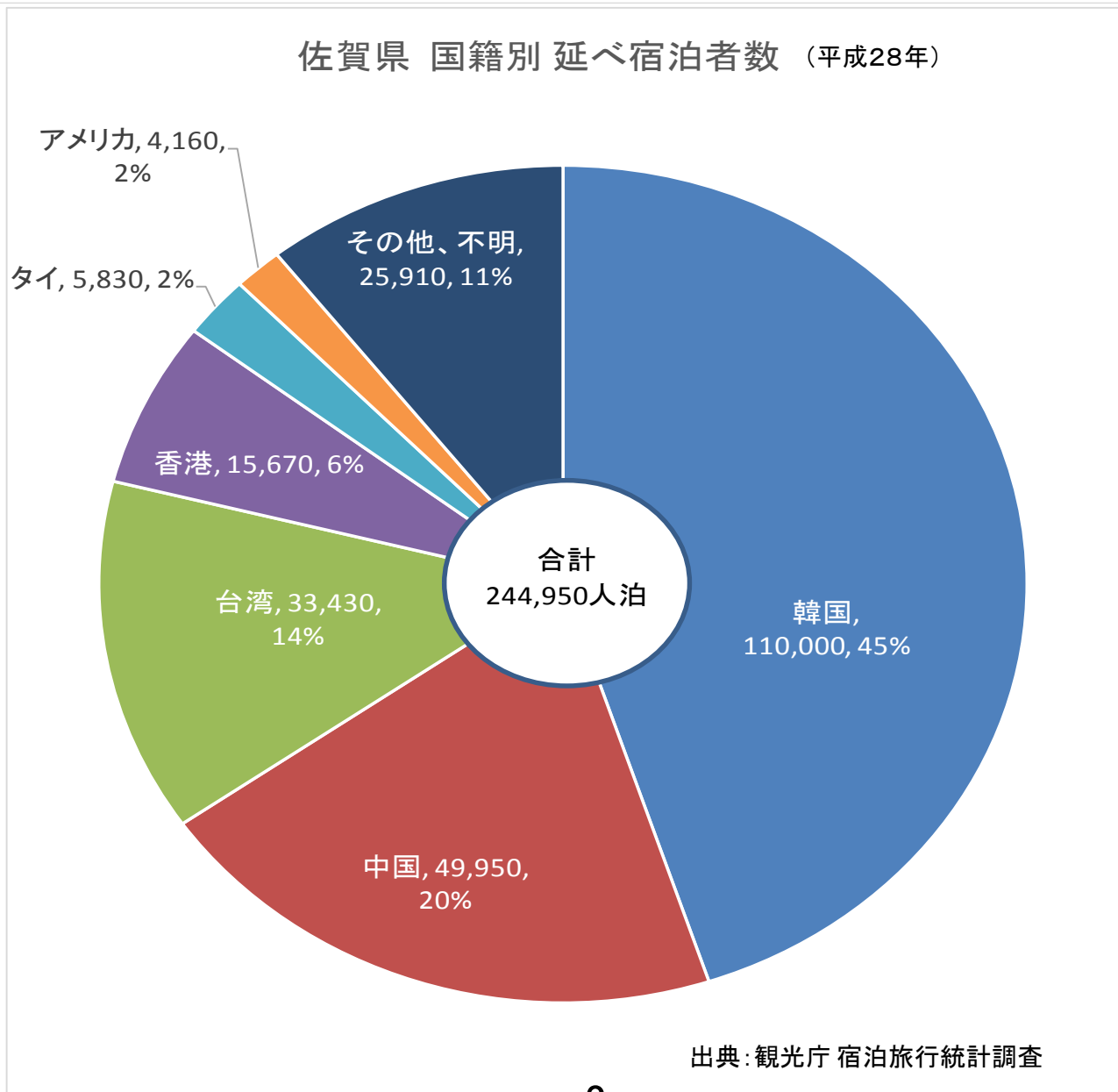
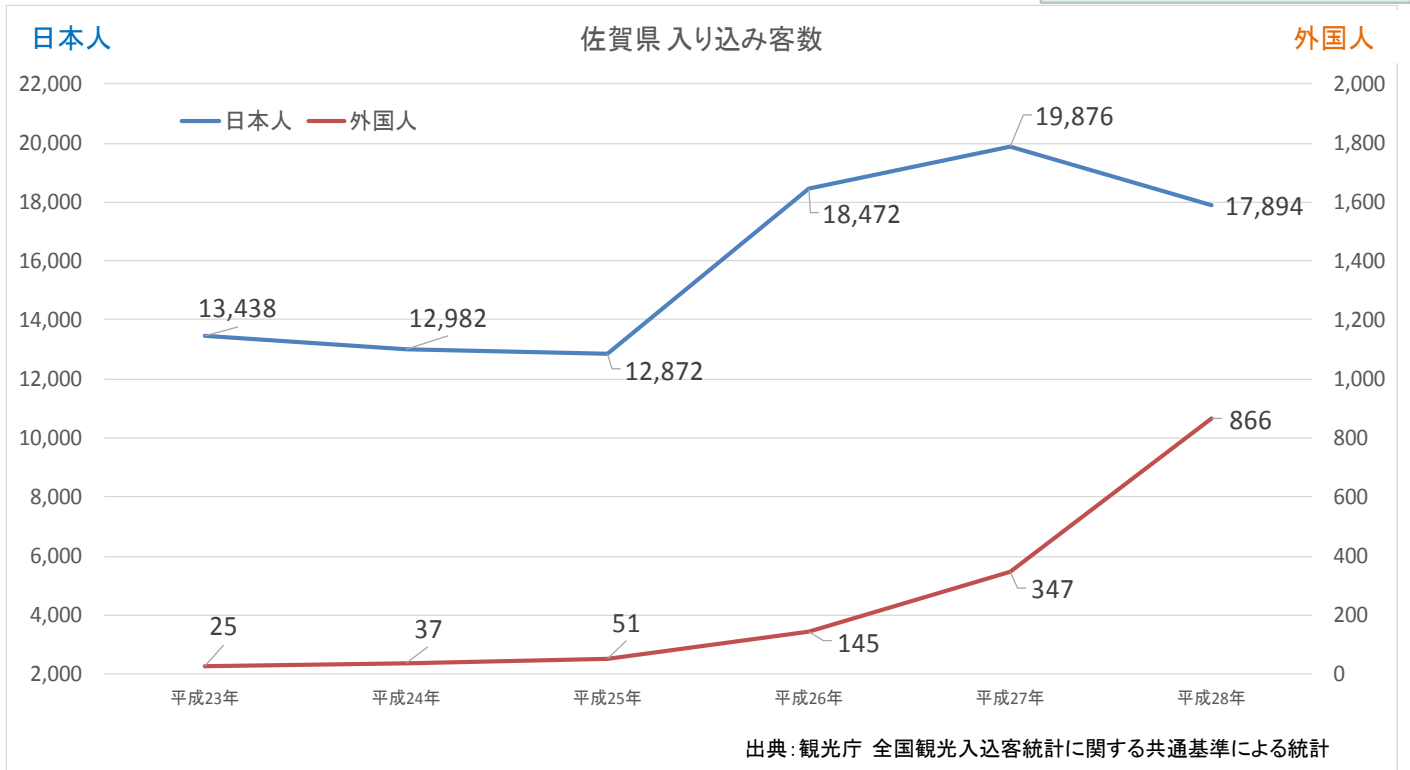


地域公共交通網形成計画

佐賀県
伊万里市
鹿島市
小城市
吉野ヶ里町
上峰町
太良町

佐賀県が県内全域の網形成計画を策定

全国でも青森県、奈良県、愛媛県、佐賀県のみ



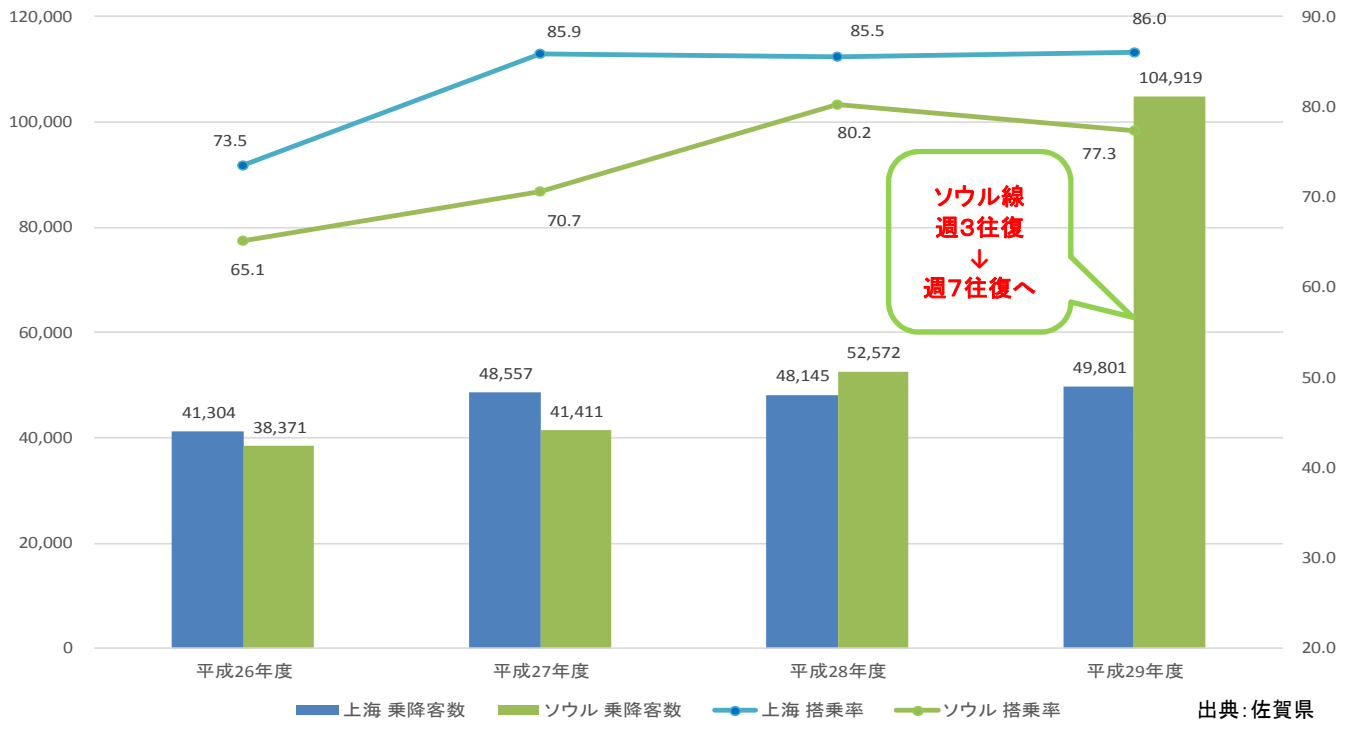


九州佐賀国際空港
KYUSHU-SAGA International AIRPORT



佐賀県の観光 ②

佐賀空港 国際線 乗降客数・搭乗率



国際線

ティーウェイ航空(ソウル)
○仁川(ソウル) ~ 佐賀
週 9往復
2018.3.25 週7→9往復へ
○金海(釜山) ~ 佐賀
週4往復
2018.12.23 就航
○大邱(大邱) ~ 佐賀
(プログラムチャーター便)
週2往復
2018.12.23就航



国内線

ANA
東京(羽田) ~ 佐賀
1日 5往復



春秋航空(上海)
東京(成田) ~ 佐賀
1日 1往復



春秋航空(上海)
○上海(浦東) ~ 佐賀
週 4往復
2019.1.24 週3→4往復へ



タイガーエア(上海)
○台北(桃園) ~ 佐賀
週 2往復



県内の日本版DMO(候補法人)

(株)有田まちづくり公社

「有田焼と伝統・アート・職の町 有田」
有田焼を取り巻く伝統・アート・食をソフトとして町のハード(伝統的建造物)に織り込み体现する。



(一社)嬉野温泉観光協会

「1300有余年の歴史を紡ぐ温泉地 嬉野」
嬉野茶や長崎街道の面影を残す歴史的町並みなどの観光資源を有する。
2022年の九州新幹線西九州ルート嬉野駅開業を視野に「再び訪れたいくなるまちづくり」を市民協働で進める。



(一社)起立工商協会

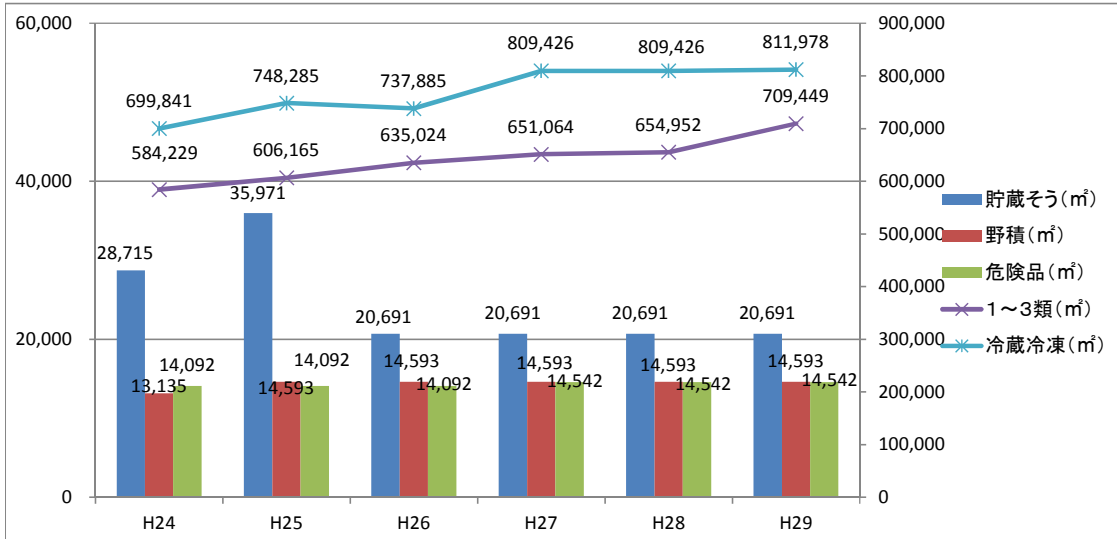
「上峰の持続可能な観光地域づくり」
継続して拡大していける交流のコンテンツを開発、町の観光産業振興に寄与し「住んでよし」「訪れてよし」の観光地域づくりの形成を目指す。



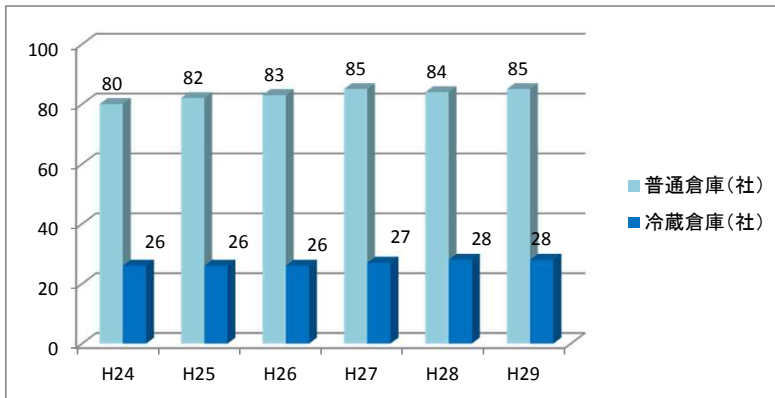
倉庫業の概況

管内の29年度末の事業者数は、普通倉庫85社、冷蔵倉庫28社となっている。
 庫腹量は、1～3類倉庫709千㎡、冷蔵倉庫811千㎡となっており、主要取扱い貨物は、1～3類倉庫が食料工業品・電気機械・合成樹脂等、冷蔵倉庫が冷凍食品・畜産加工品等である。

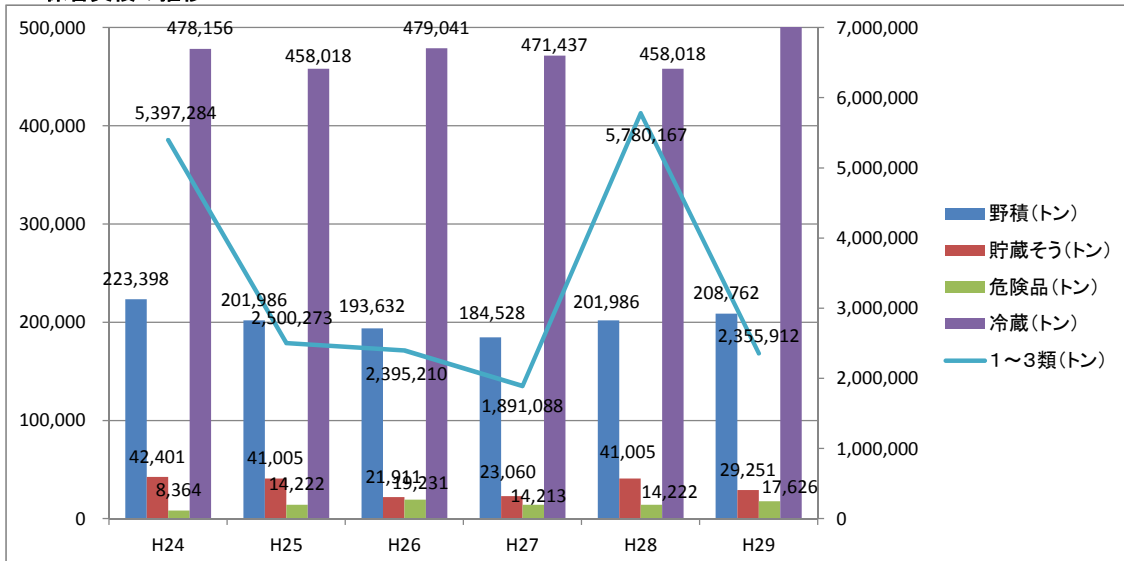
1. 倉庫事業庫腹量の推移



2. 倉庫事業者数の推移

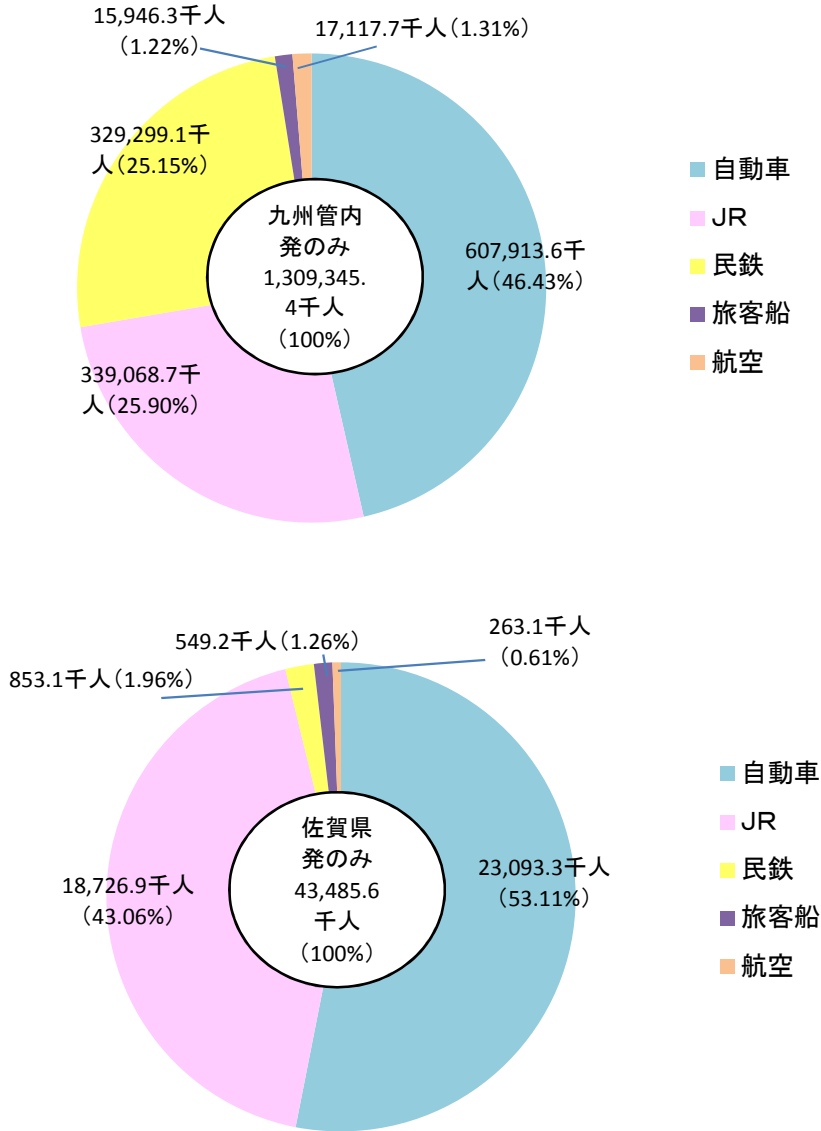


3. 保管実績の推移



旅客輸送の概況

1. 輸送機関別旅客流動人員(平成28年度)



資料: 旅客地域流動調査

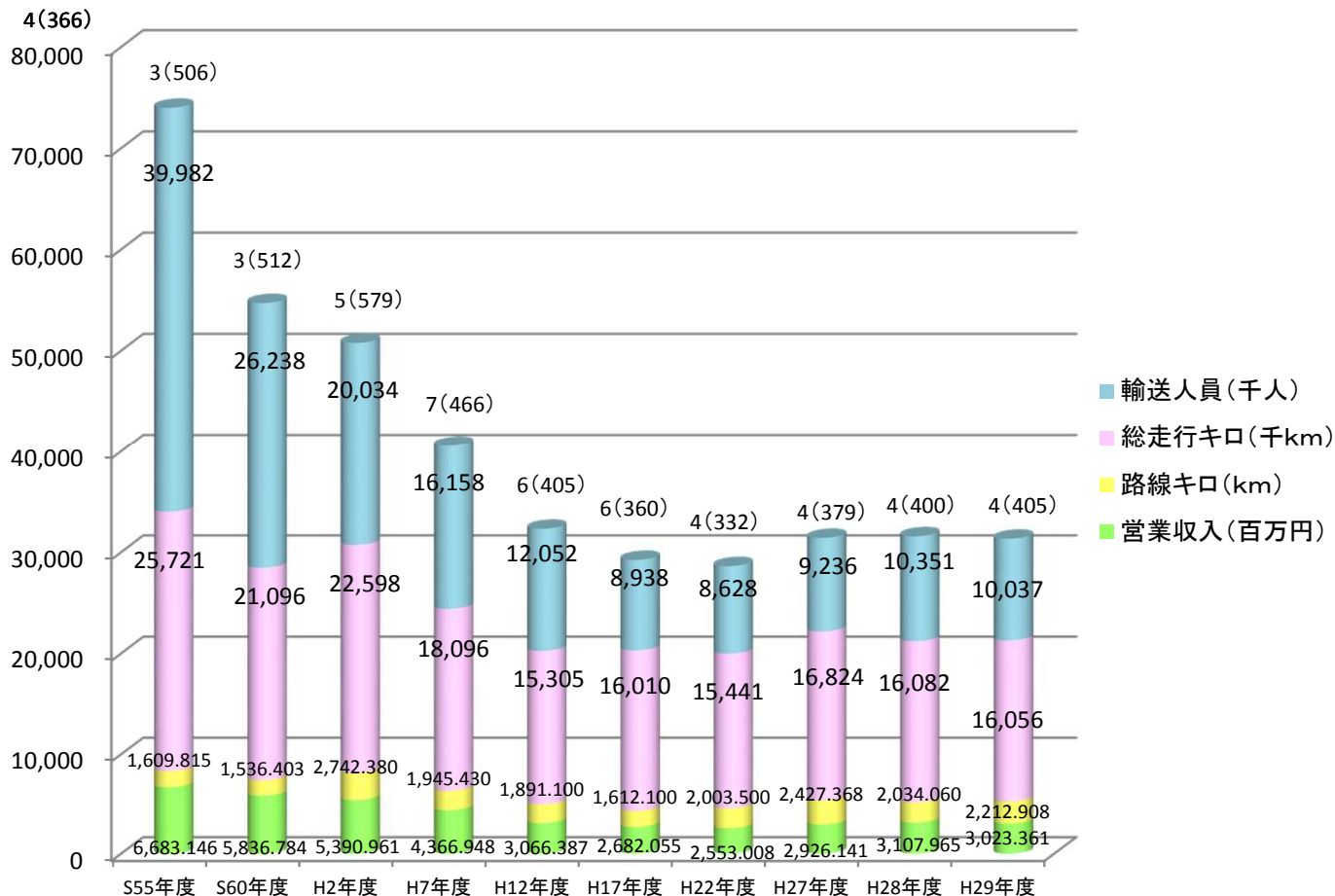
乗合バス輸送の概況

乗合バスは日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきたところだが、モータリゼーションの進展、交通渋滞に伴う定時制確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、輸送人員は昭和42年度の70382千人をピークに年々減少傾向にある。

このような状況の中、都市部においては、深刻化する環境問題、道路交通混雑の激化、高齢化社会の進展等に対処するため、バス活性化委員会や交付金制度を活用した施設の整備、走行環境の改善、低床ノンステップバスや低公害車の導入といった輸送サービスの改善が進められている。

一方、過疎化が進む地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、地域住民の生活交通確保のため、地方公共団体や地域住民その他関係者から構成される地域公共交通会議を通じて、地域のニーズに対応したコミュニティバスの導入が進んでいる。今後とも、地域の関係者が地域交通の構築に積極的に参加し、地域全体として取り組んでいくことが必要となってくる。

1. 県内乗合バス輸送数量等の推移(路線定期運行のみ)



* 上段は事業者数、()内は車両数 コミュニティバス・空港型のみを運行する事業者、県外事業者は含まない

2. 県内・県外乗合バス事業者の概況(平成30年3月31日現在)

県内事業者

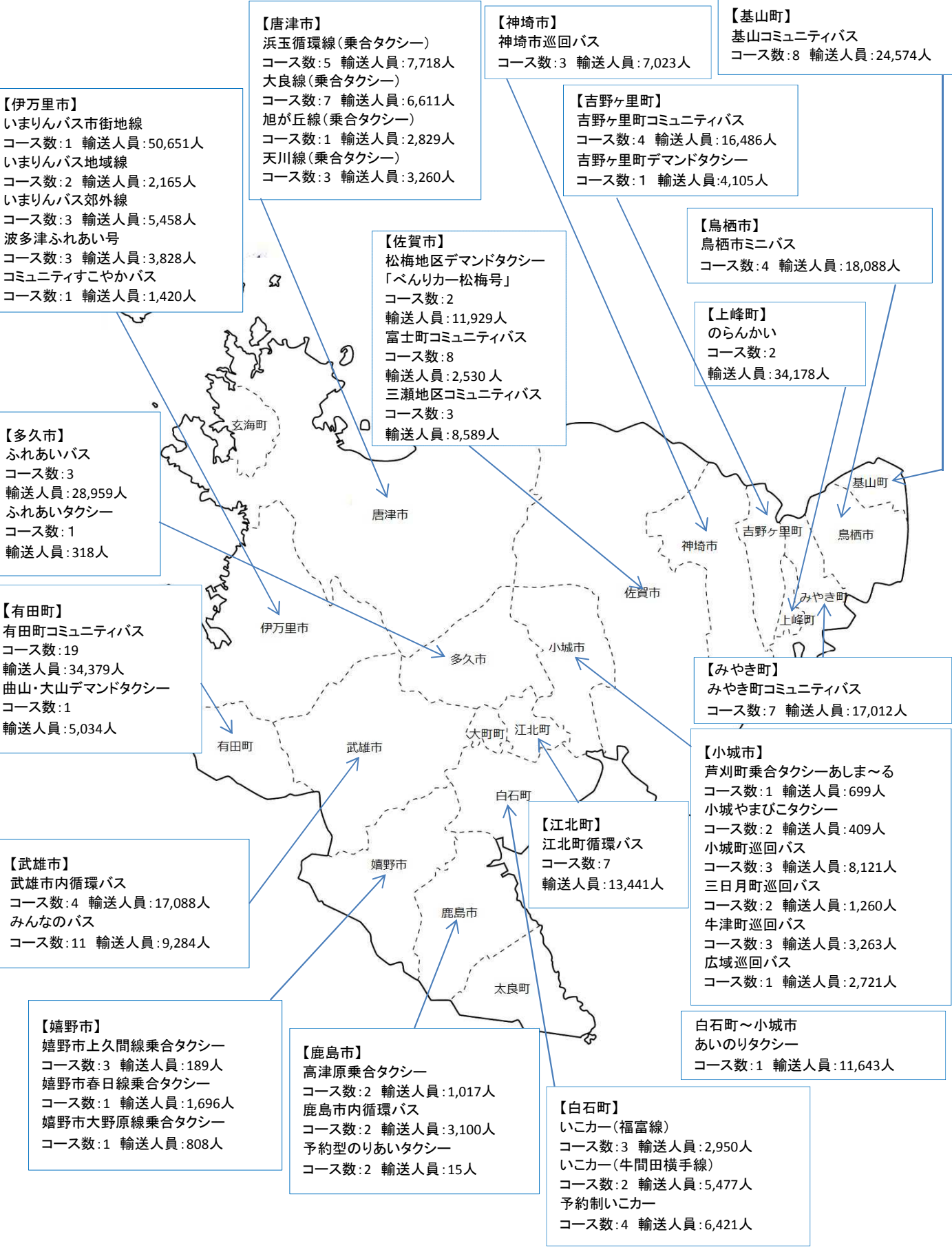
事業者名	所在地	車両数(両)	路線キロ(km)	輸送人員(千人)	実車キロ(千km)
祐徳バス(株)	鹿島市	50	265	516	1826
佐賀市	佐賀市	69	200	2971	2506
昭和自動車(株)	唐津市	247	1403	3670	6847
西鉄バス佐賀(株)	佐賀市	39	343	1643	1976

県外事業者

事業者名	本社	車両数(両)	
西日本鉄道(株)	福岡県福岡市	25	主に佐賀市及び鳥栖市を起点とする県東部の路線と、佐賀市～福岡市間の路線を運行している。
西肥自動車(株)	長崎県佐世保市	32	主に伊万里市及び有田町を中心とする県西部の路線を運行している。
JR九州バス(株)	福岡県福岡市	8	主に嬉野市及び武雄市を中心とする県南部の路線を運行している。

3. 佐賀県内におけるコミュニティバスの概況(平成30年3月31日現在。輸送人員は平成29年度の実績)

* 道路運送法第4条(一般乗合旅客自動車運送事業に限る)の許可又は同法第79条の自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送に限る)の登録を受けているものについて掲載



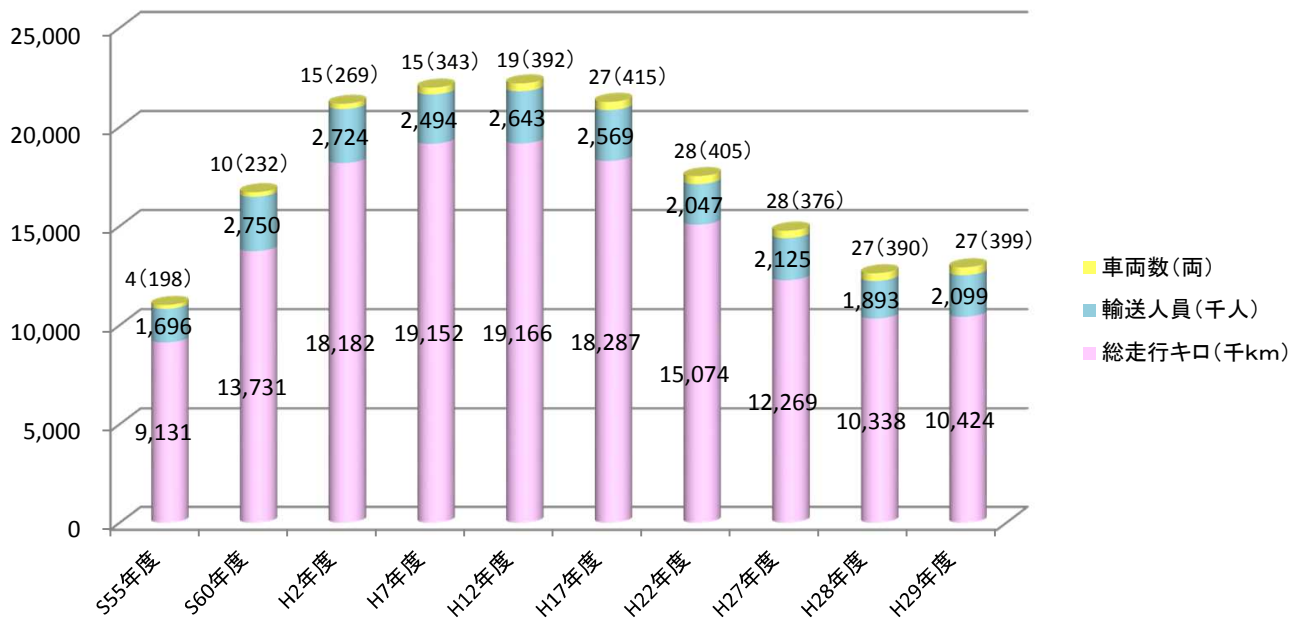
貸切バス輸送の概況

貸切バス事業は、主として観光を目的とする旅客の輸送に利用されるもので、季節による需要の変動が大きく、シーズンオフにおける需要の開拓を行う等一年を通じた需要の平準化を図る必要があり、最近では、スクールバス、企業の従業員輸送、イベント会場と最寄りの駅間の旅客の送迎、訪日外国人対応など、利用者ニーズの多様化に応じて、広範囲に利用されるようになってきている。

このような中、平成24年4月に関越自動車道において多数の死傷者を出した高速ツアーバス事故を契機に、国土交通省では、貸切バスの安全規制強化を図ってきたが、平成28年1月に長野県の軽井沢において死傷者41名をだすスキーツアーバス事故を契機に、国土交通省ではさらに、再発防止策について徹底的に検討し、平成28年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめた。この対策に基づき、行政処分基準の厳格化、貸切バス事業許可の更新制度、民間指定機関が適正化事業を行うための負担金制度の創設等、順次実施されている。

また、この数年外国人観光客が増加してきており、クルーズ船が入港する博多港などで貸切バスの需要が増えてきている。この需要に対応するため、訪日外国人の需要限定で、九州管内を営業区域とする特例措置を取るなどの措置を取って対応している。

1. 県内貸切バス輸送数量等の推移



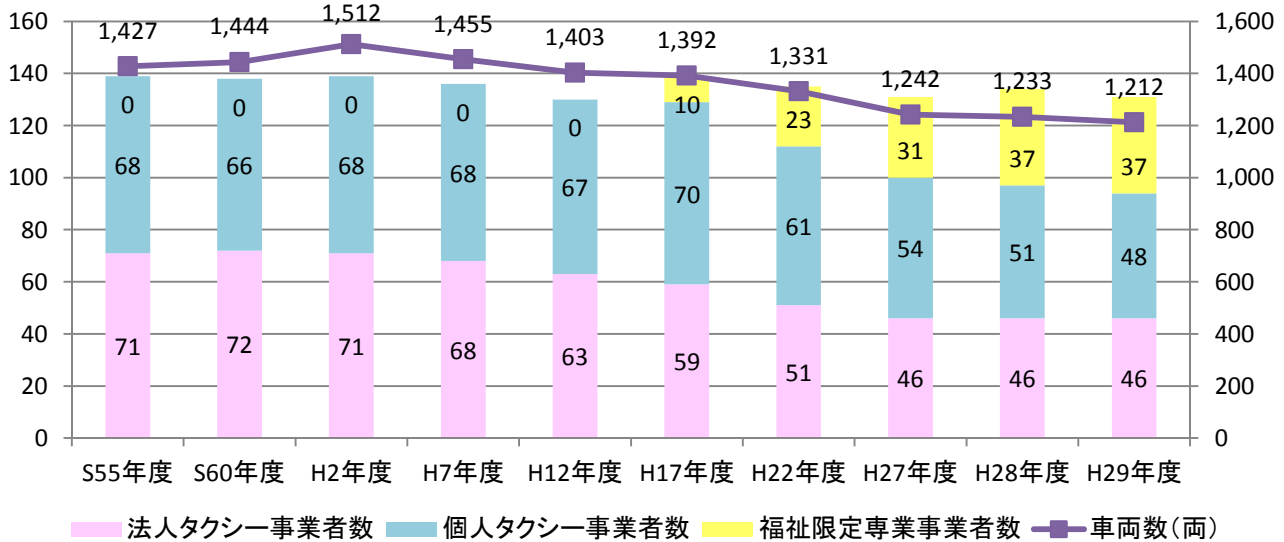
* 上段は事業者数、()内は車両数

タクシー輸送の概況

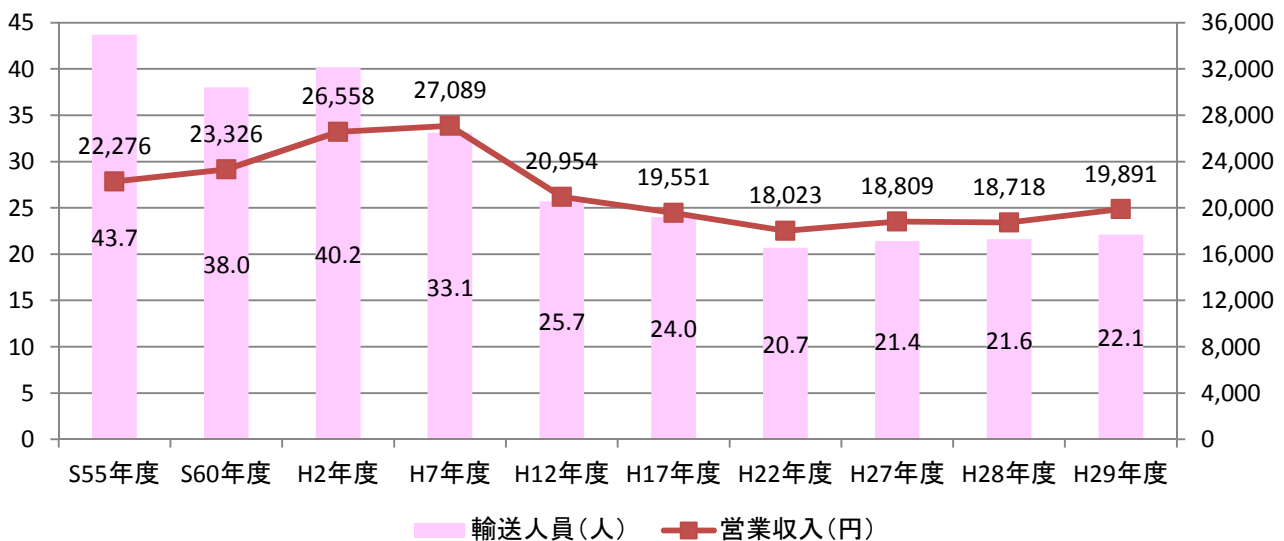
タクシー事業は、バス、鉄道等の大量輸送機関の補完的な役割を果たすドア・ツー・ドアの機動的・個別的公共交通機関として重要な役割を果たし、国民生活に定着している事業である。しかし、生産年齢人口が減少し、タクシー事業においても労働力不足の解消が課題となっている。また、収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化などの問題も生じており、タクシーが公共交通機関としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

こうした状況のなか、平成29年は佐賀県独自の取り組みが活発化している。運転免許証を返納した乗客に対して割引を行う運転者免許返納割引制度や乳幼児連れの保護者や妊婦をサポートする「子育てタクシー」の運行開始があげられる。これらの施策により、タクシー利用者の増加に期待がかかる。

1. 県内タクシー事業者数・車両数の推移



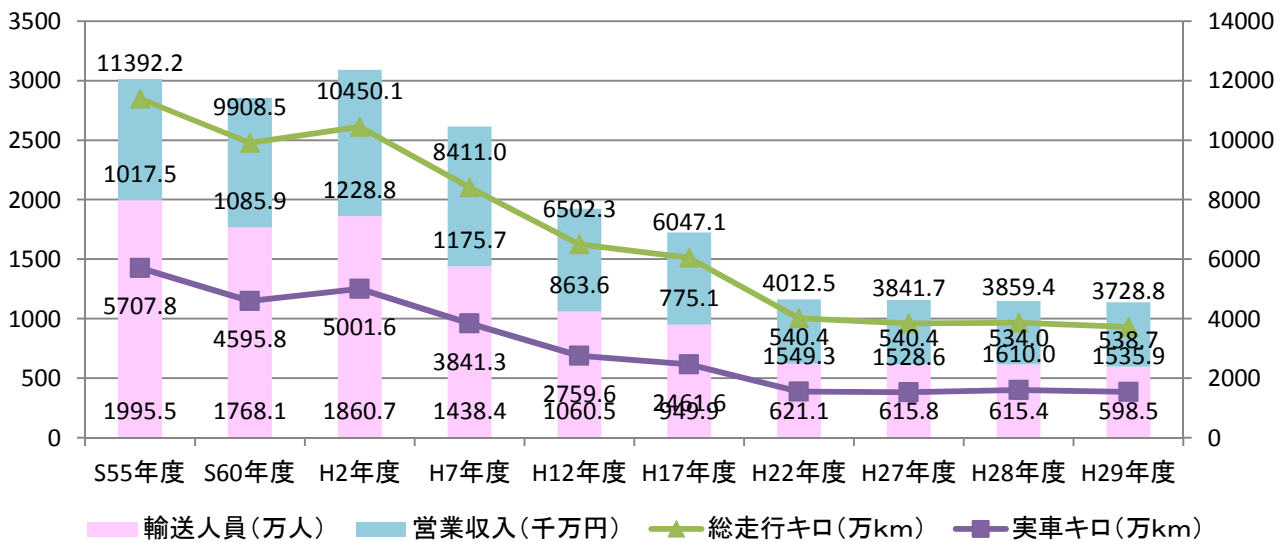
2. 1日1車あたりの輸送人員・営業収入の推移



* 個人タクシー・福祉限定専業事業者は含まない

資料：九州管内都市別タクシー輸送実績集計表(九州運輸局自動車交通部旅客第二課)

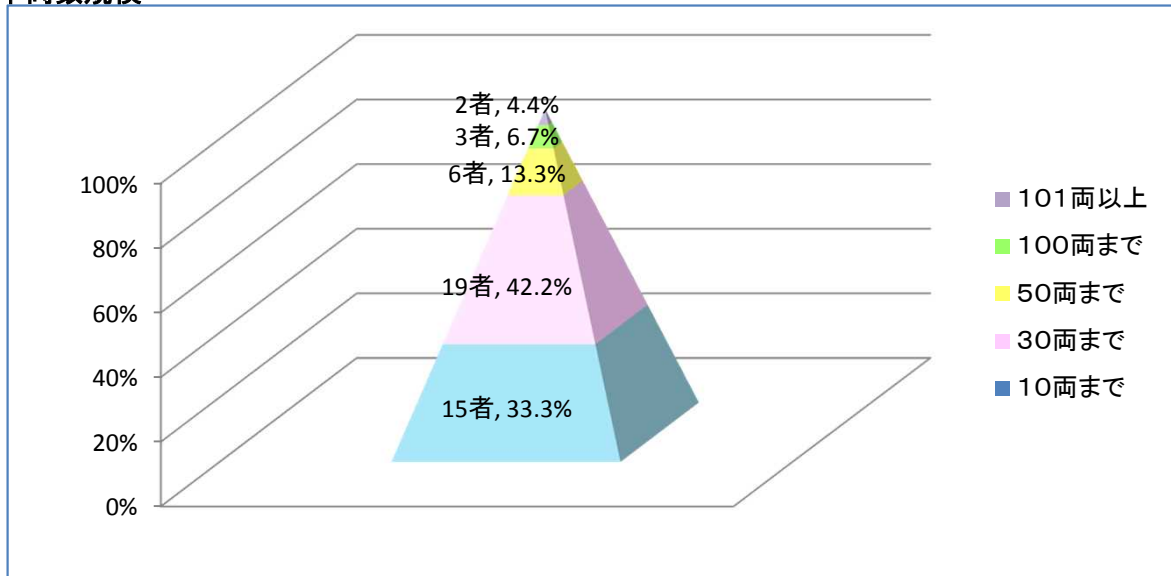
3. 輸送人員・営業収入・総走行キロ・実車キロの推移



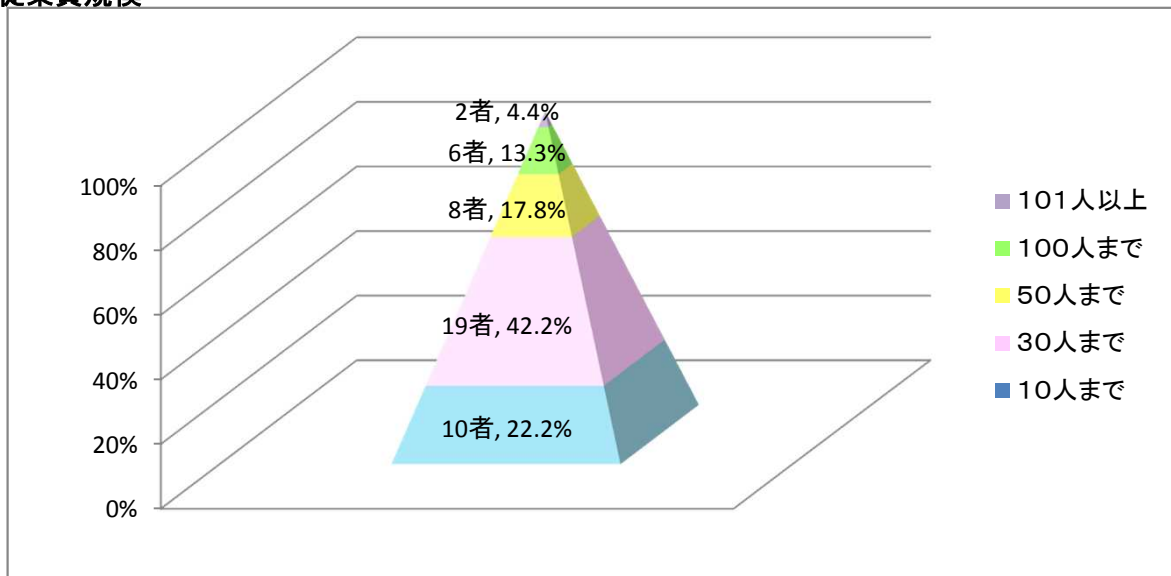
* 個人タクシー・福祉限定專業事業者は含まない
資料:九州管内都市別タクシー輸送実績集計表(九州運輸局自動車交通部旅客第二課)

4. 規模別タクシー事業者数

① 車両数規模

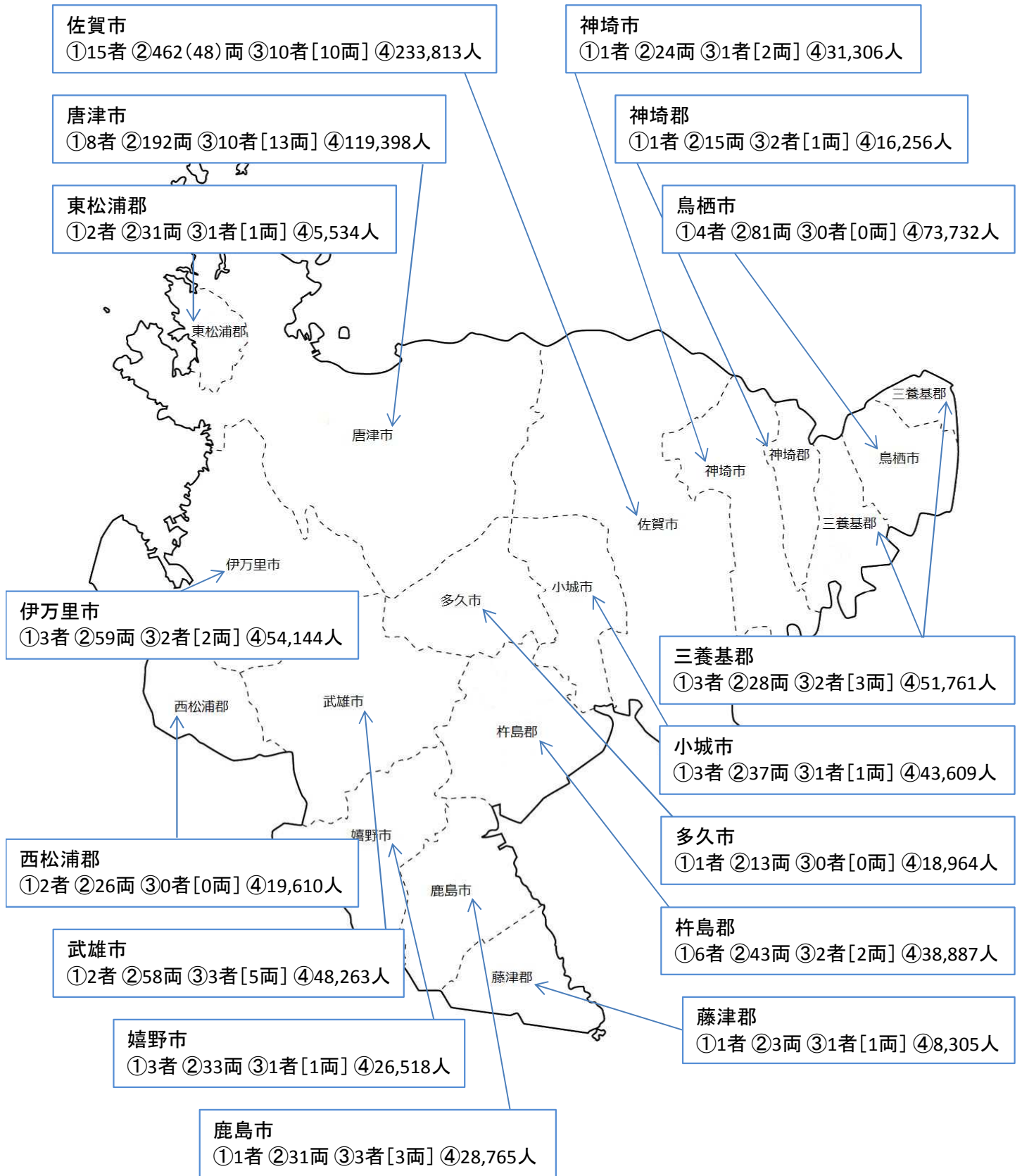


② 従業員規模



* 県外に本社を置く事業者(久留米西鉄タクシー(株))、個人タクシー、福祉限定專業事業者を除く

5. 佐賀県営業区域別タクシー事業者・車両数(平成30年3月31日現在)



①は当該地域に営業所を置く一般タクシーの事業者数
 ②は福祉車両を除く一般タクシーの車両数で、()書きは個人タクシーの車両数で内数
 ③は当該地域に営業所を置く福祉限定専業事業者の事業者数で、[]は車両数
 ④は当該地域における人口
 資料:佐賀県の推計人口(平成30年4月1日現在)

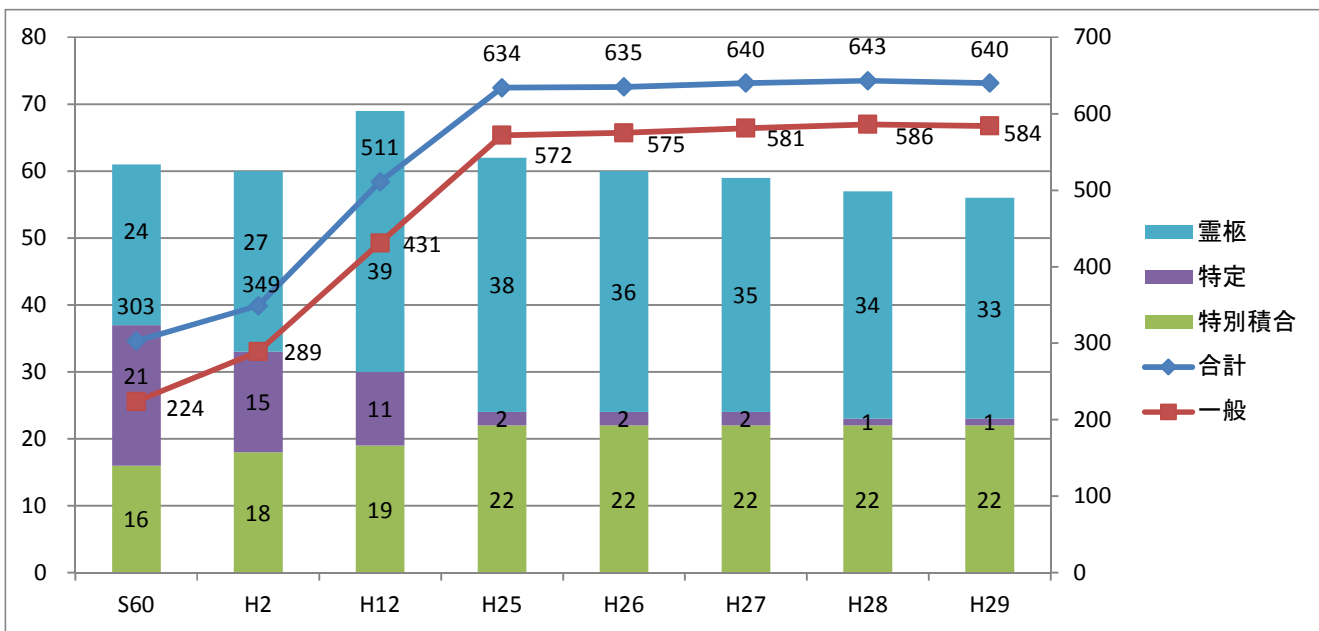
貨物事業の概況

佐賀県内のトラック事業者数及び車両数は、平成30年3月31日の時点で、一般貨物606社(霊柩は除く)11,017両(うち特別積合事業者22、運行車125両)、特定貨物1社8両、軽貨物833社1,391両、一般貨物(霊柩)33社118両、軽霊柩11社20両である。

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあるとはいえ、県内事業者の経営状況は依然として厳しい状況にある。とりわけ、ドライバーの不足や高齢化、適正な運賃の低迷は過労運転や重大事故の要因となっている。こうした状況の改善を図るため、平成27年度より、運送事業者・学識経験者・荷主を含めた関係者で構成される協議会を中央及び各県に設置され、佐賀県においても平成30年3月31日の時点で8回開催している。

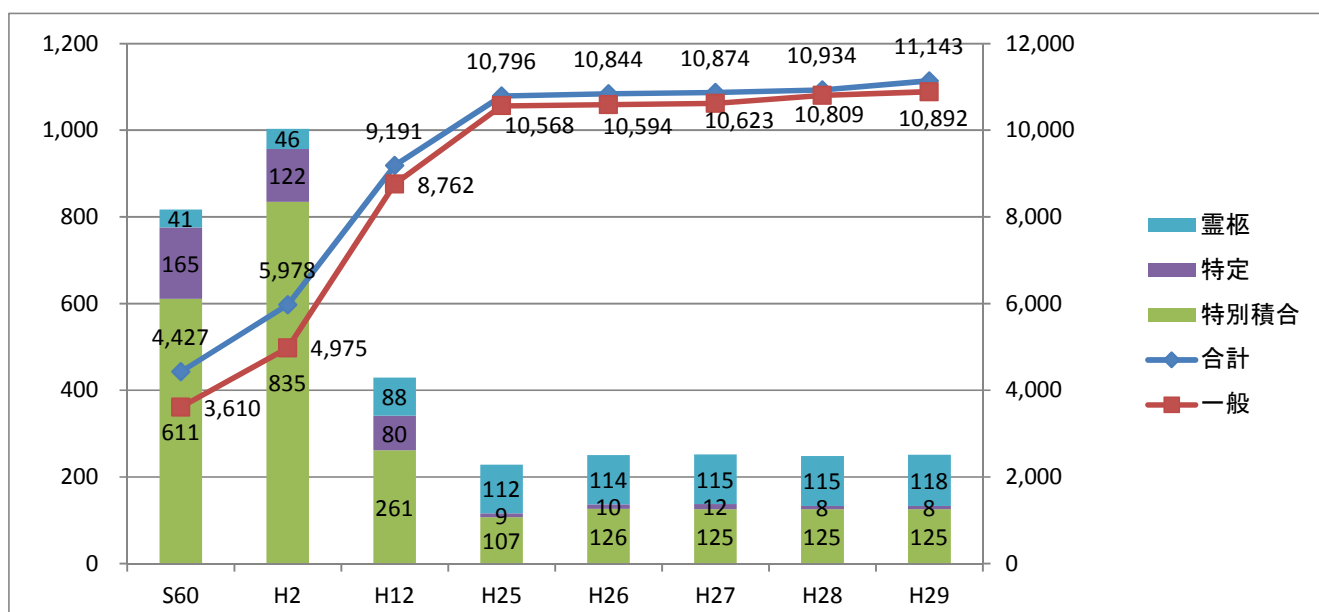
佐賀県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移(軽貨物・軽霊柩を除く)



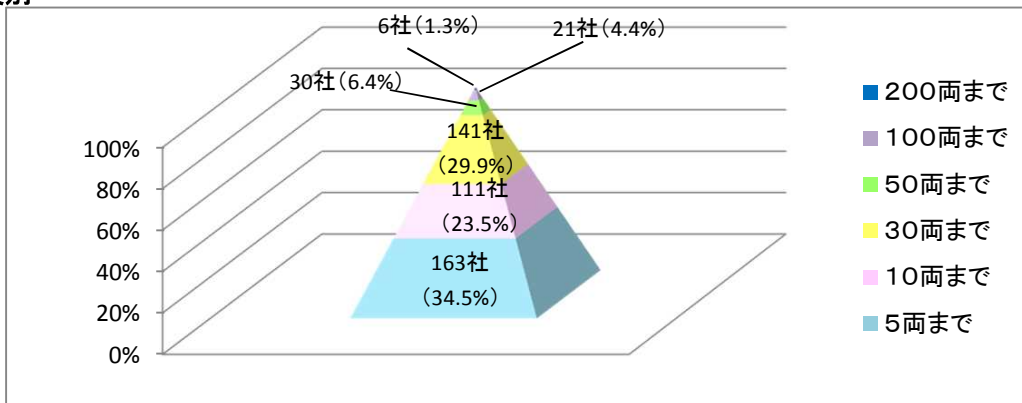
* ()内は県外に本社を有する事業者で内数を示す。一般は特別積合を除く。

2. 事業用自動車数の推移(軽貨物・軽霊柩を除く)

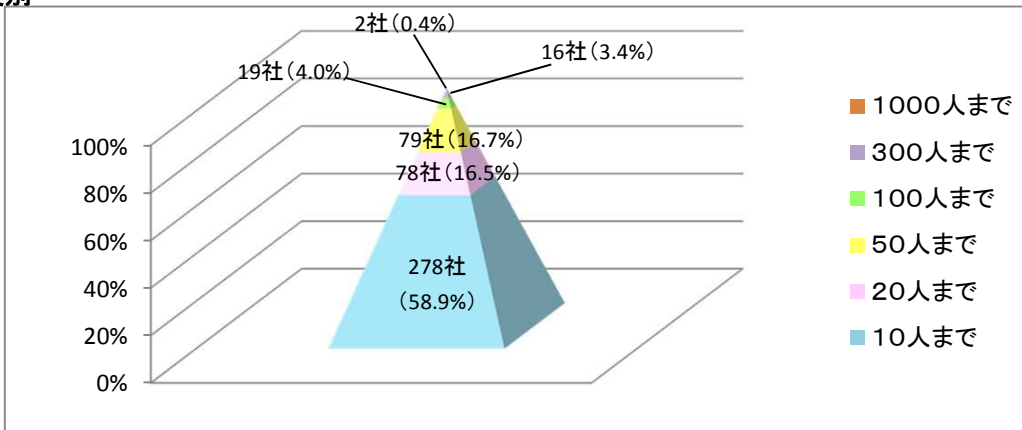


3. 一般貨物(特別積合・霊柩を含む)と特定貨物の規模別事業者数(平成30年3月31日現在)

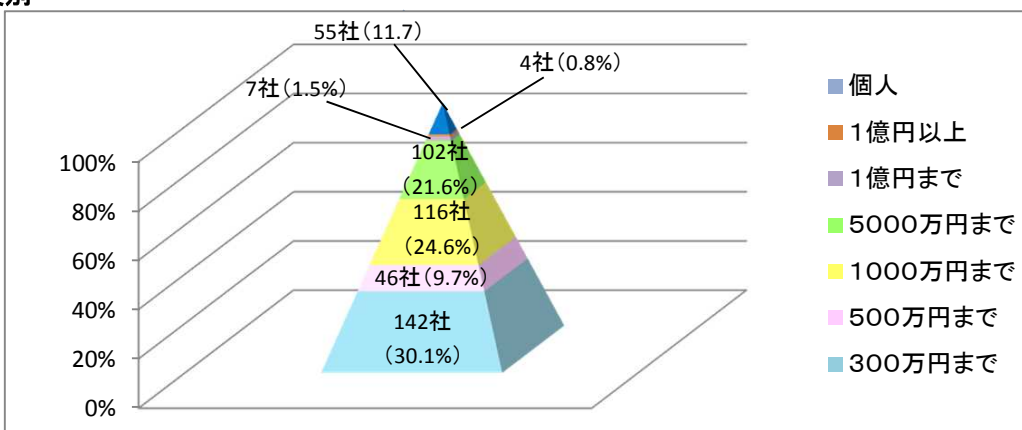
①車両数規模別



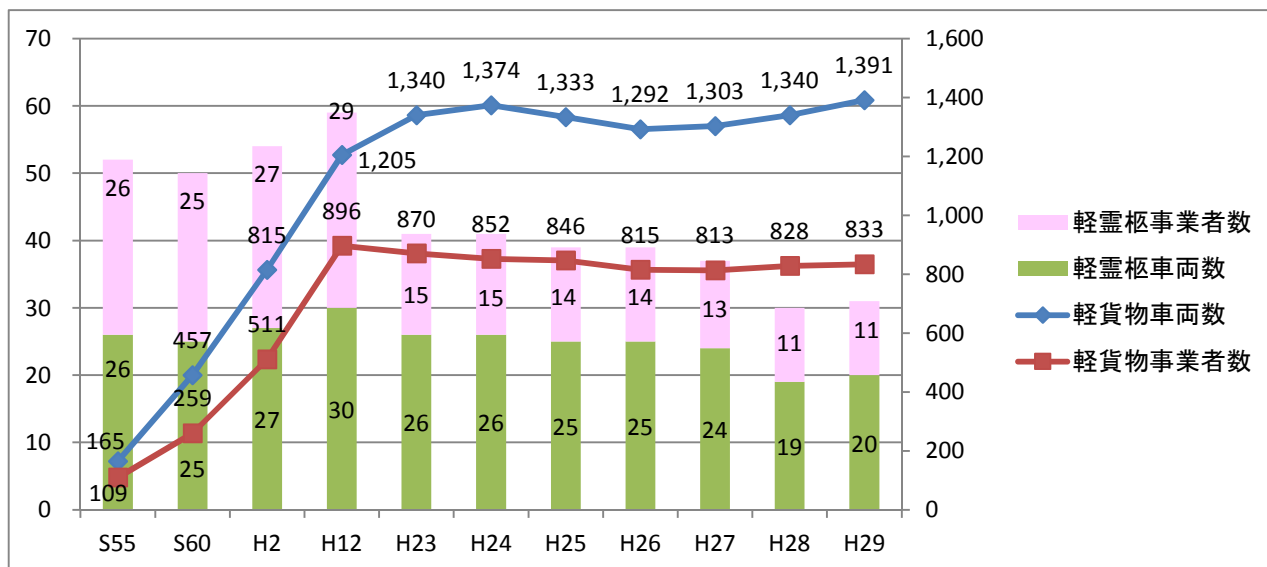
②従業員規模別



②資本金規模別



4. 貨物軽自動車運送事業者数及び車両数の推移

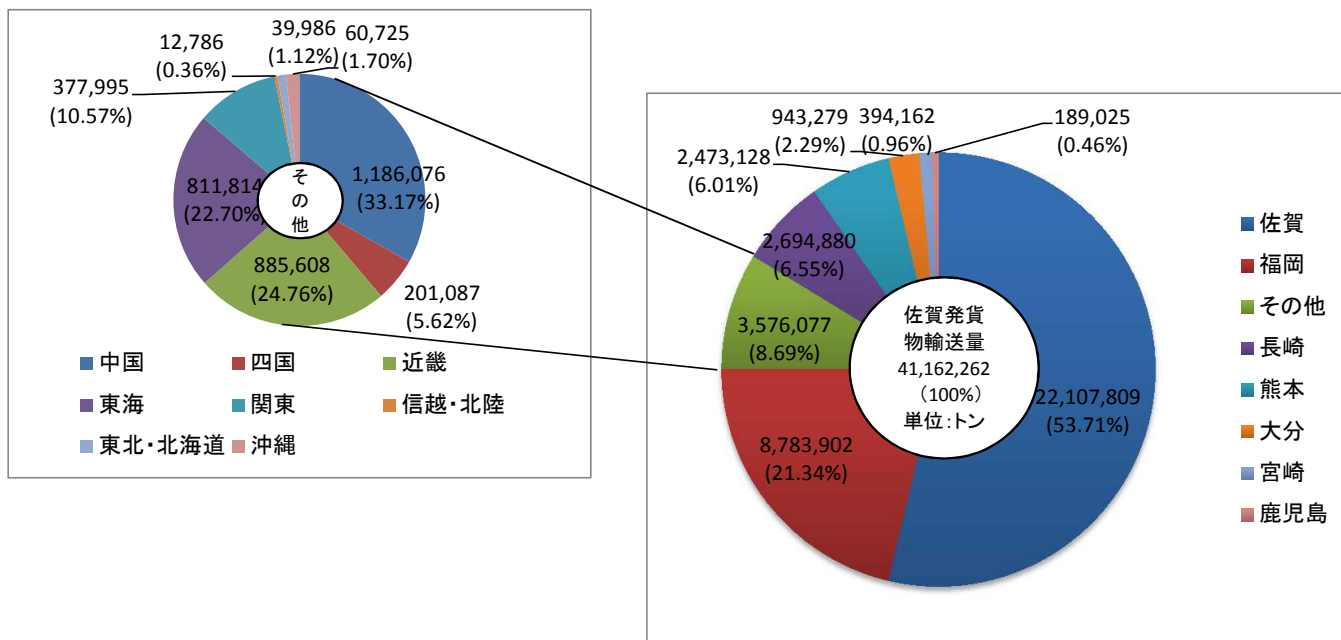


貨物輸送の概況

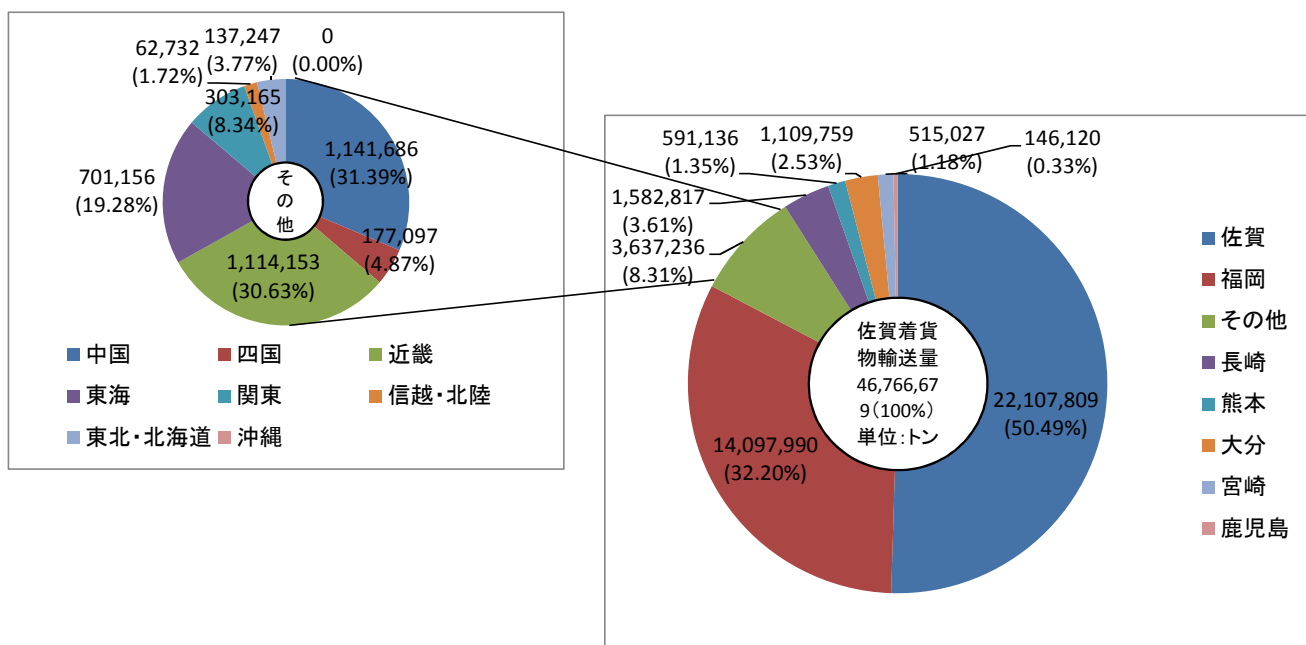
(単位:トン)

1. 貨物流動状況(佐賀県内対各地間)(平成28年度)

①佐賀発貨物



②佐賀着貨物

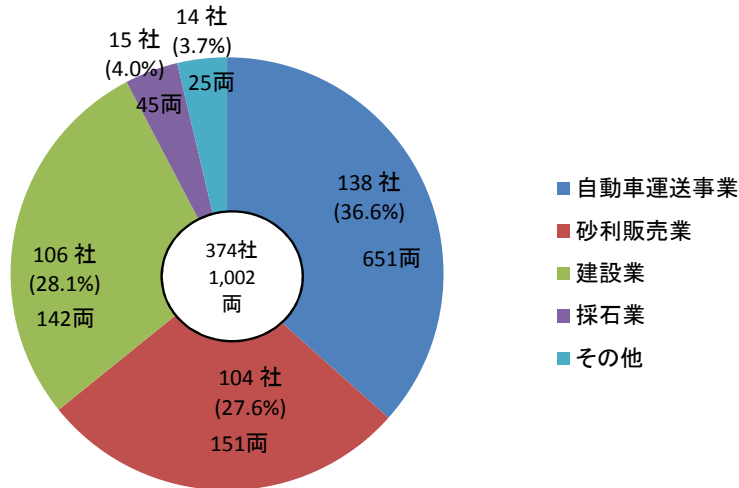


資料: 貨物・旅客地域流動調査

大型貨物自動車(ダンプカー)の概況

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(通称:ダンプ規制法)により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック(公道を走行するもの)については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務づけられている。佐賀県内の業者別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

1. 大型貨物自動車(ダンプカー)の事業者数、車両数及び規模別事業者数(平成30年12月31日現在) 事業種別事業者数及び車両数



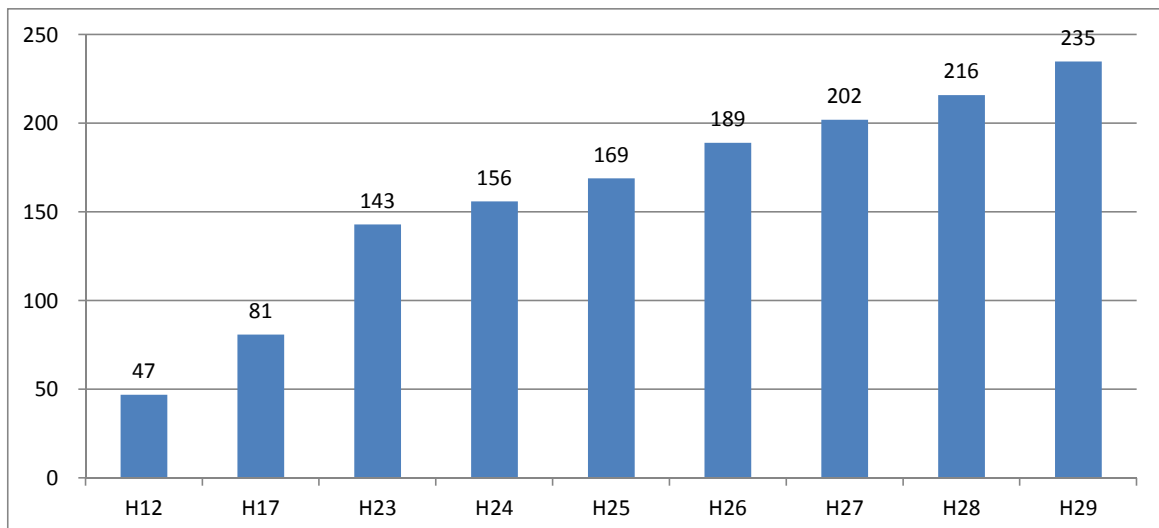
レンタカーの概況

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として必要なときに必要なだけ利用できる利便性から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年需要が伸びている要因は都市圏におけるカーシェアリングサービスの事業拡大や新規参入事業者の増加と、車検整備や事故車修理代車のレンタカー化等と考えられる。

今後も高度化するニーズの多種多様な車両の提供・大量交通機関との連携や乗り捨てのサービスネットワークの採用等を積極的に行い、歓迎されるサービスを展開していく必要がある。

1. レンタカー事業者数の推移



自動車運送事業の監査の概況

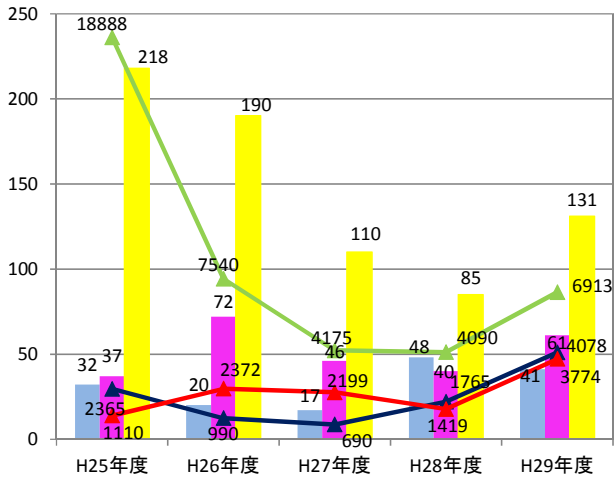
自動車運送事業者が惹起する交通事故や法令違反は、人命の損失等国民の安全・安心に直接影響を及ぼすことから、平成18年度からは全ての事業者において輸送の安全性向上を図るため「運輸安全マネジメント」が導入された。

そのような中、平成28年1月におきた軽井沢スキーバス事故が起き、それを受けて設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において「総合的な対策」が取りまとめられ、貸切バス事業者の安全運行に関する遵守事項の徹底・強化や不適格者を排除するための処分の厳格化が図られることになった。

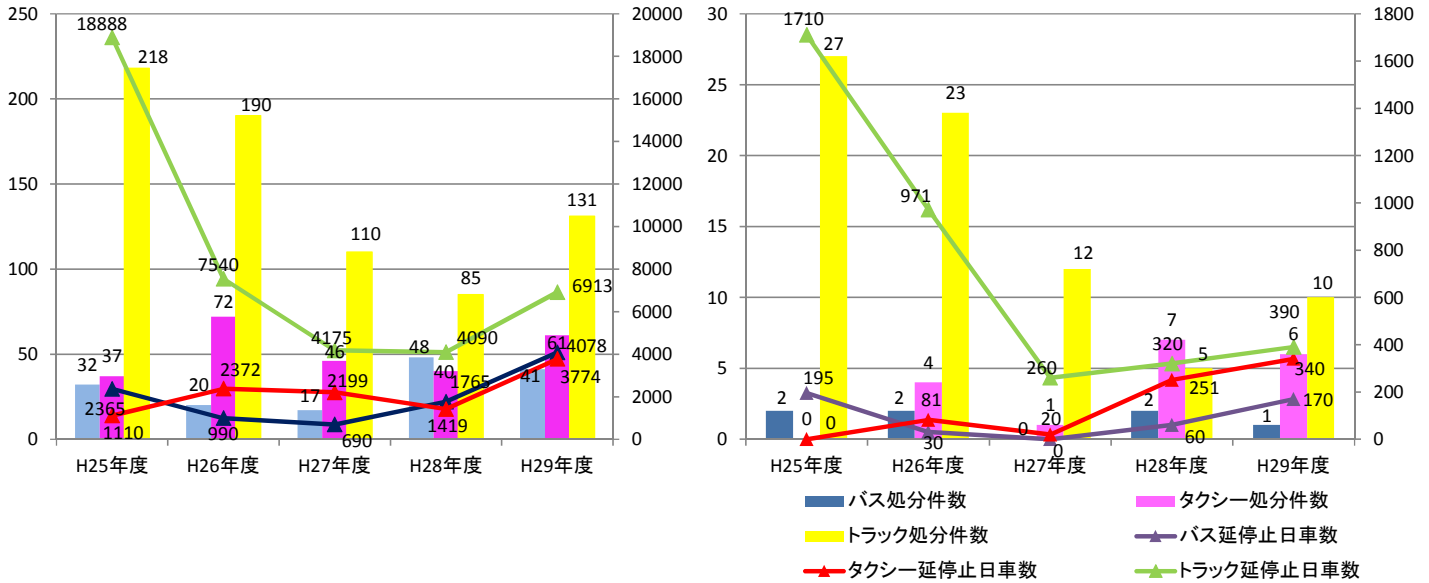
さらには、平成29年6月には、軽井沢スキーバス事故を受けた新たな安全対策が策定されたことや2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等の動向を踏まえ、「事業用自動車総合安全プラン2020」が策定され、ソフト・ハード両面から総力を挙げて事故の削減に取り組むこととなった。

1. 自動車運送事業者行政処分件数等の推移

【九州運輸局全体】



【佐賀運輸支局】

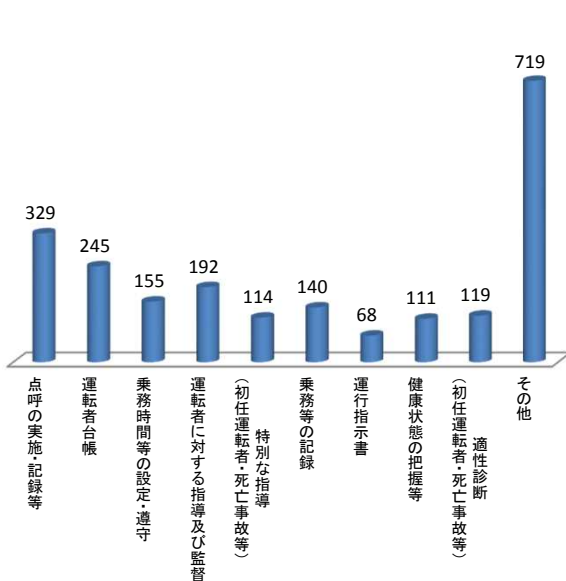


2. 違反項目別行政処分件数（平成29年度）

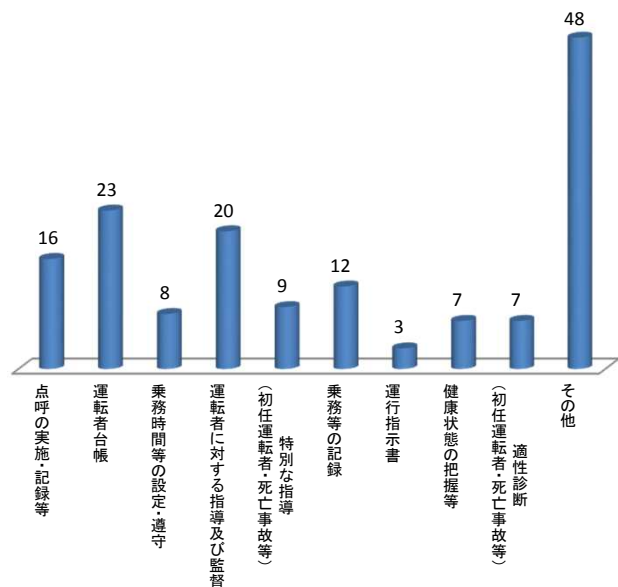
運輸局全体においては、点呼の実施・記録等の不備が特化している。佐賀支局においては、運転者台帳、運転者に対する指導及び監督の違反が運輸局全体の処分内容の比率より高い傾向にあった。

なお、その他としては、定期点検整備、運送引受書の交付違反が散見される。

【九州運輸局全体】



【佐賀運輸支局】



自動車登録の概況

〈登録の目的〉

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的(自動車の使用実態の把握・盗難防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策さらに安全性の確保など)をもつ「行政登録」からなる。

〈登録業務〉

業務は当初紙原簿方式だったが、昭和45年に導入された電子情報処理システムにより、激増する自動車登録・検査業務が円滑に処理されるよう数回のシステム更改が行われ、ファイル容量の拡大及び処理時間の短縮を図り、平成11年5月より分類番号の3桁化と併せ、ユーザーが希望するナンバーを取得することができる希望ナンバー制が導入された。平成29年1月より新システムで稼働中であり、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックの開催を記念して特別仕様ナンバープレートが、平成29年から期間限定で交付されている。

〈ワンストップサービス(OSS)申請〉

政府による「e-japan」重点計画に基づき、申請者が自宅に居ながらにしてインターネットにより自動車の登録ができるOSS申請が平成17年12月から一部地域で型式指定の新規新車を対象に稼働し、ユーザーの利便性の向上及び業務の効率化を図っている。

当支局は平成30年1月から運用中であるが、利用率向上が今後の課題である。

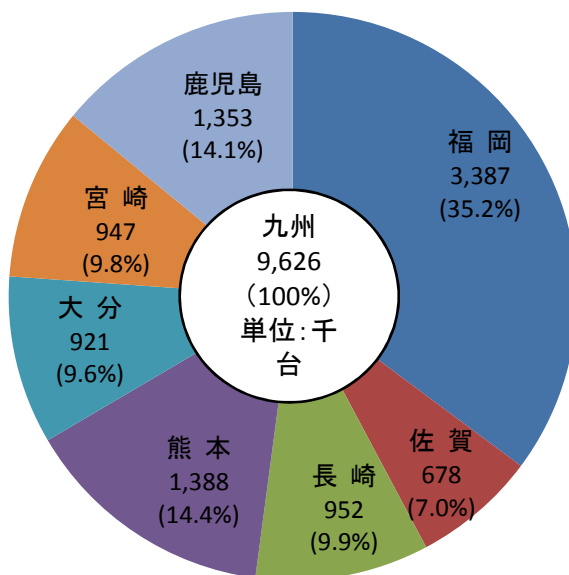
〈重量税の還付制度〉

使用済み自動車の不法投棄防止と自動車のリサイクル促進の観点から、平成17年1月より新抹消登録制度が実施されており、車検の残存期間のある車両については、経済的なインセンティブ措置としての重量税還付が行われている。

〈佐賀県の特徴〉

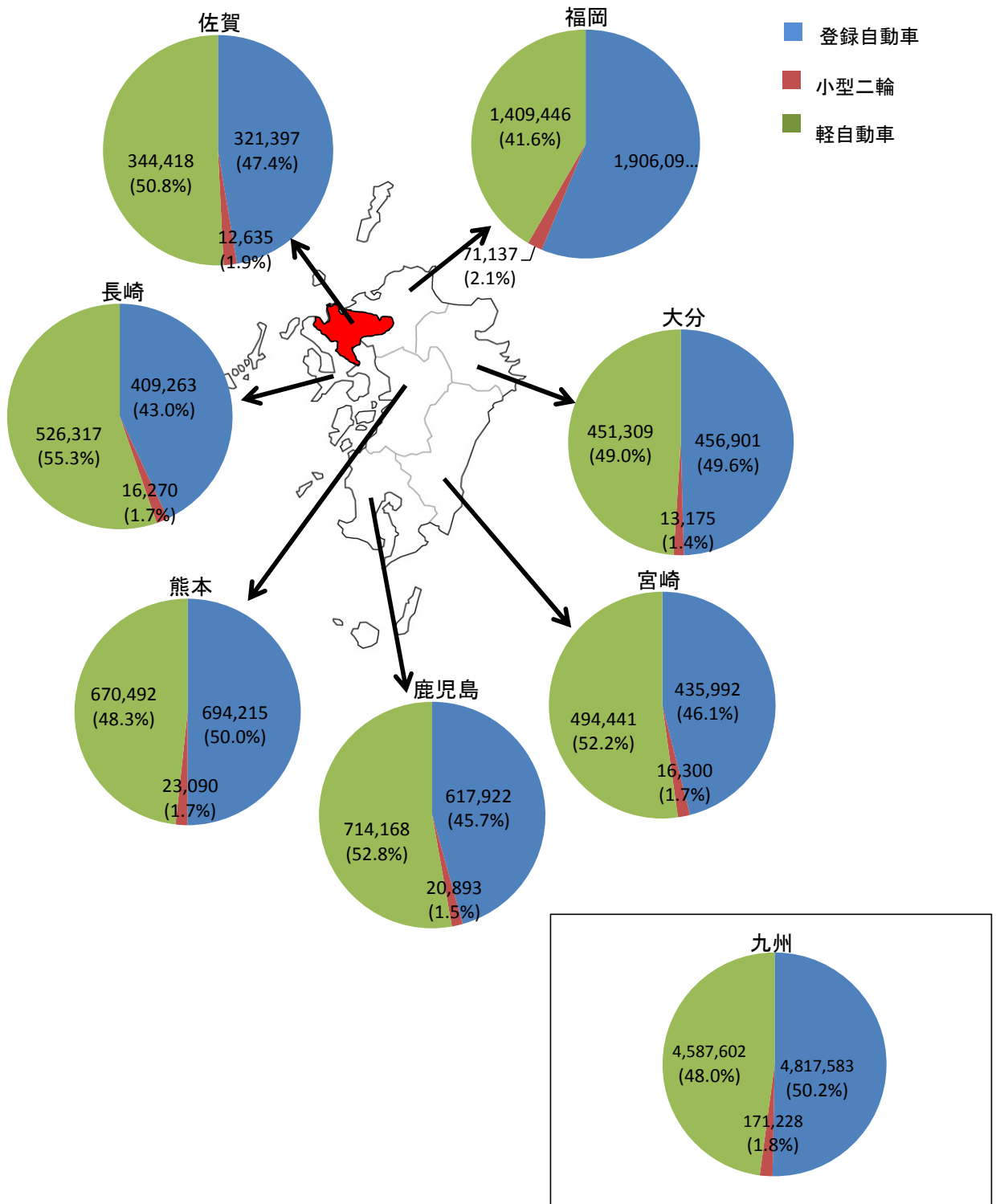
自家用乗用車(登録自動車と軽自動車)の一世帯当たりの保有台数では、全国の平均1,058台、九州の平均1,186台に対し佐賀県では、1,521台で全国で12位、九州では最も高い数値を示している。(一般財団法人自動車検査登録情報協会資料:平成30年3月末現在)

1. 九州運輸局管内保有車両数(平成30年3月31日現在)



* 登録自動車、二輪自動車、軽自動車の合計数

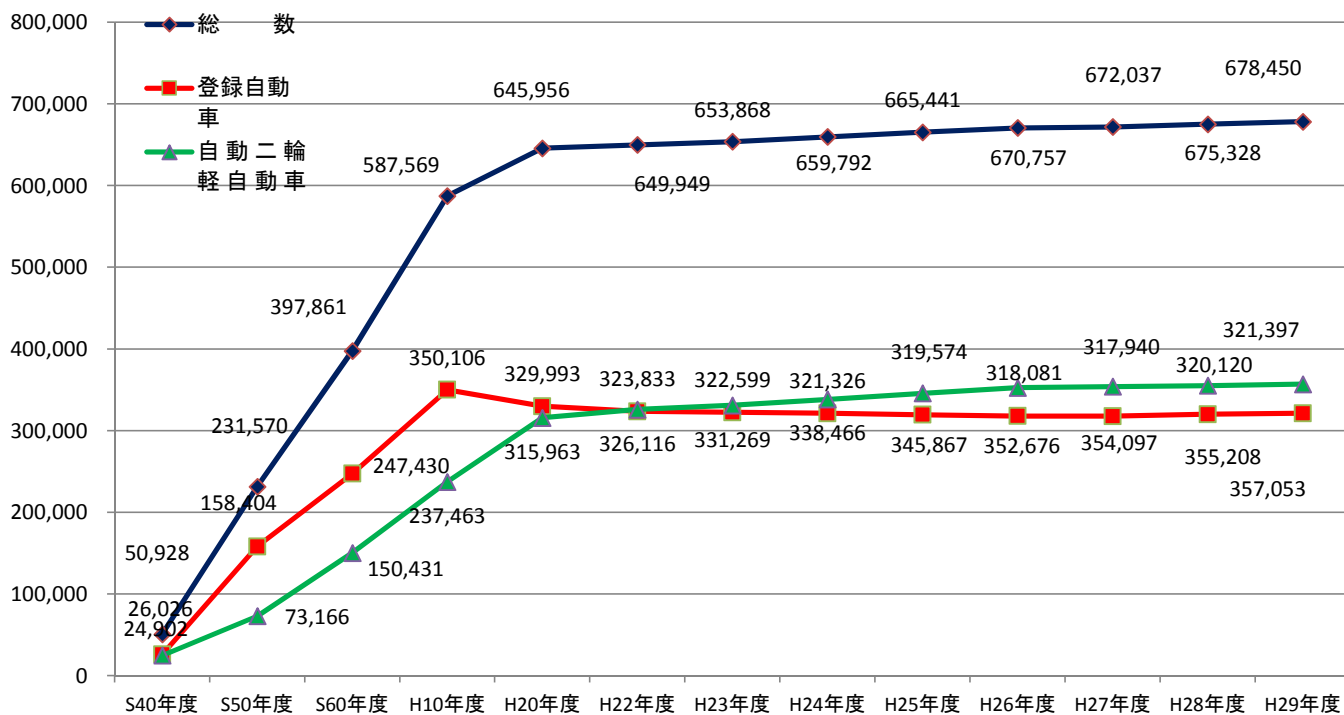
2. 九州管内運輸支局別自動車数(平成30年3月31日)



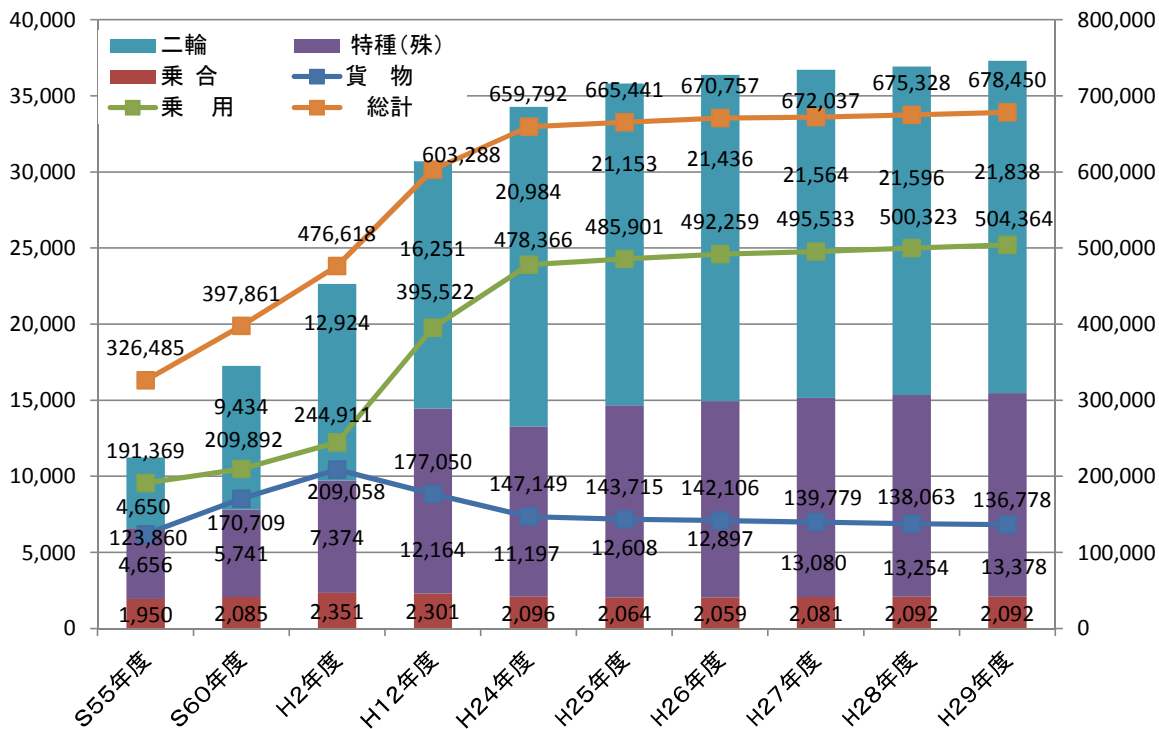
3. 県内保有車両数の推移

※別シート

3. 県内保有車両数の推移(毎年度3月31日現在)

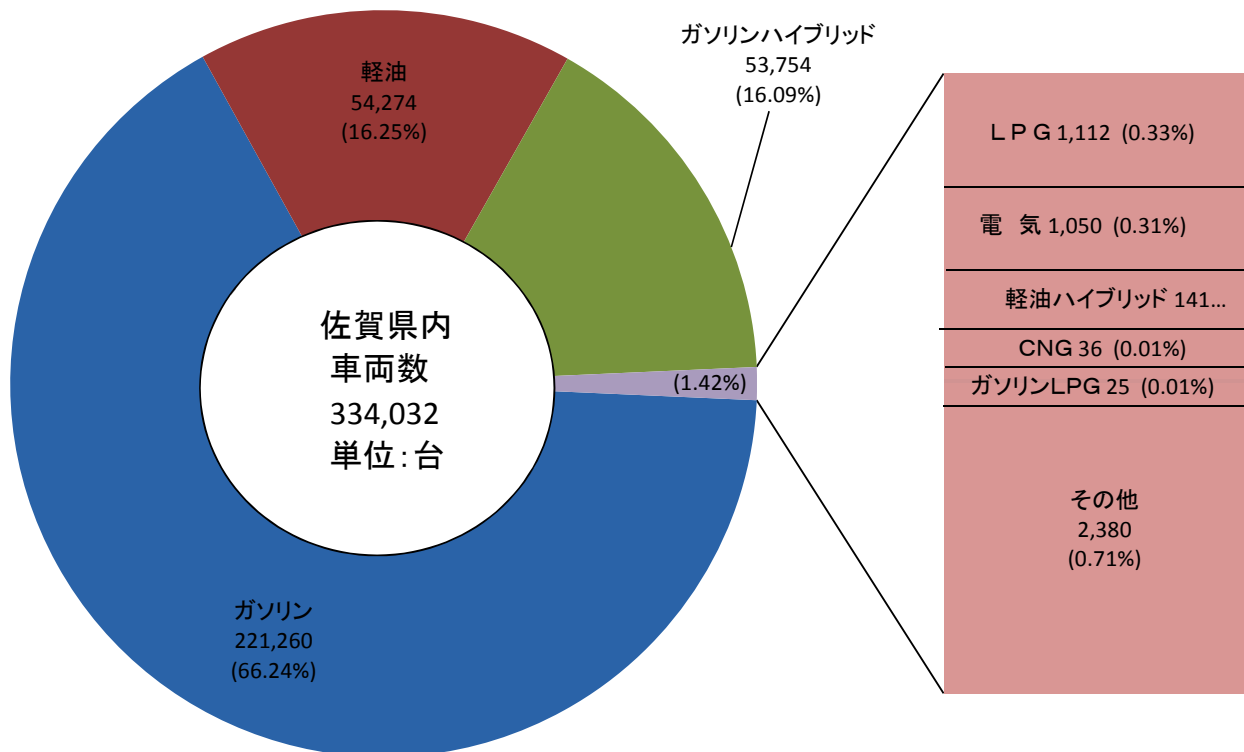


4. 県内用途別自動車数の推移



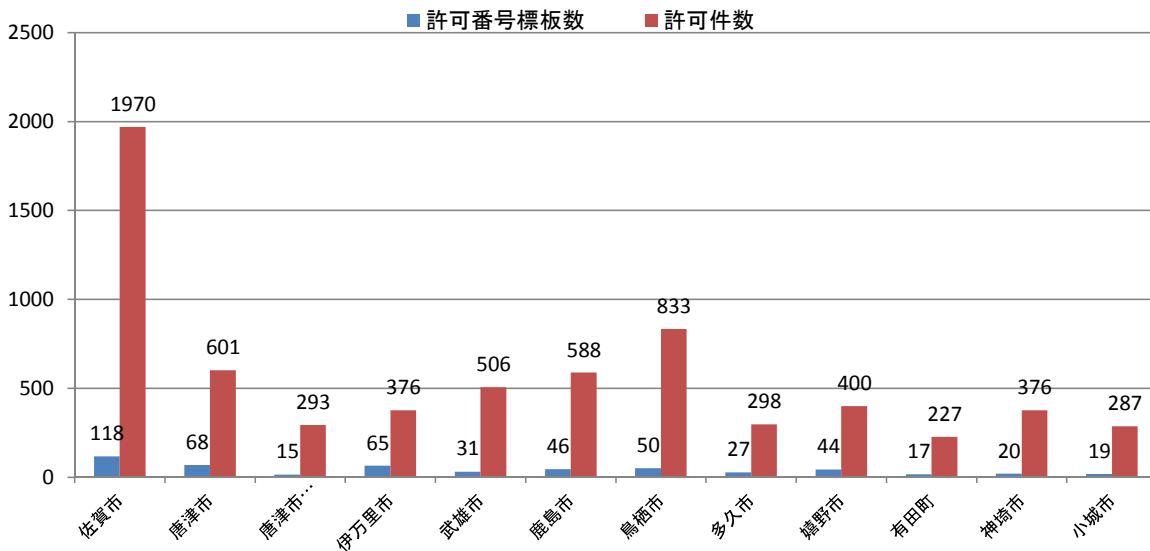
* 登録自動車、二輪自動車、軽自動車の合計数

5. 燃料別保有車両台数(平成29年3月31日現在)



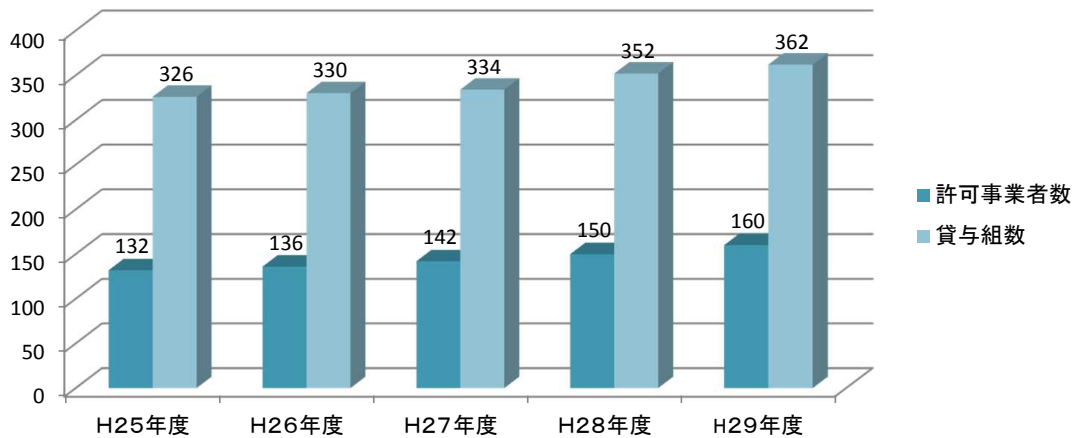
* 登録自動車、小型二輪車の合計数

6. 臨時運行関係許可状況 H29年度

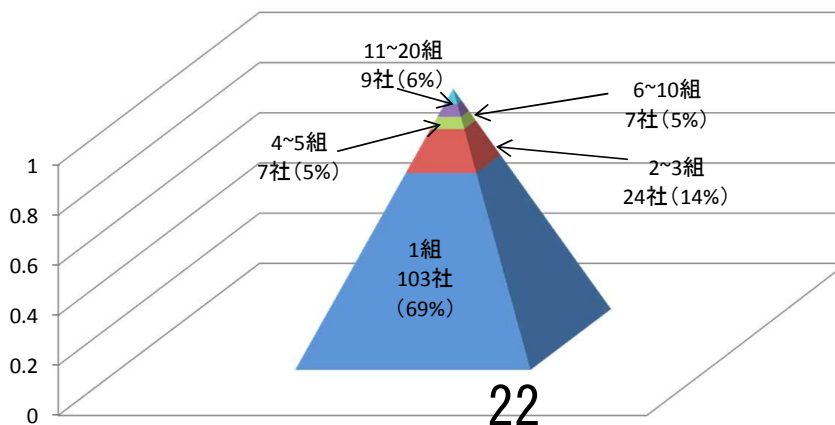


行政庁名	担当課	電話番号	行政庁名	担当課	電話番号
佐賀市	市民生活課	0952-40-7068	多久市	市民生活課	0952-75-6116
唐津市	市民課	0955-72-9120	嬉野市(塩田庁舎)	市民課	0954-66-9118
唐津市(相知支所)	市民福祉課	0955-53-7123	嬉野市(嬉野庁舎)	市民課	0954-42-3304
伊万里市	市民課	0955-23-2143	有田町	税務課	0955-46-2736
武雄市	市民課	0954-23-9225	小城市	税務課	0952-37-6103
鹿島市	市民課	0954-63-2117	神埼市	市民課	0952-37-0116
鳥栖市	市民課	0942-85-3580			

7. 回送運行許可状況(毎年度末)



8. 回送運行番号標の貸与数別事業者数(平成29年度)



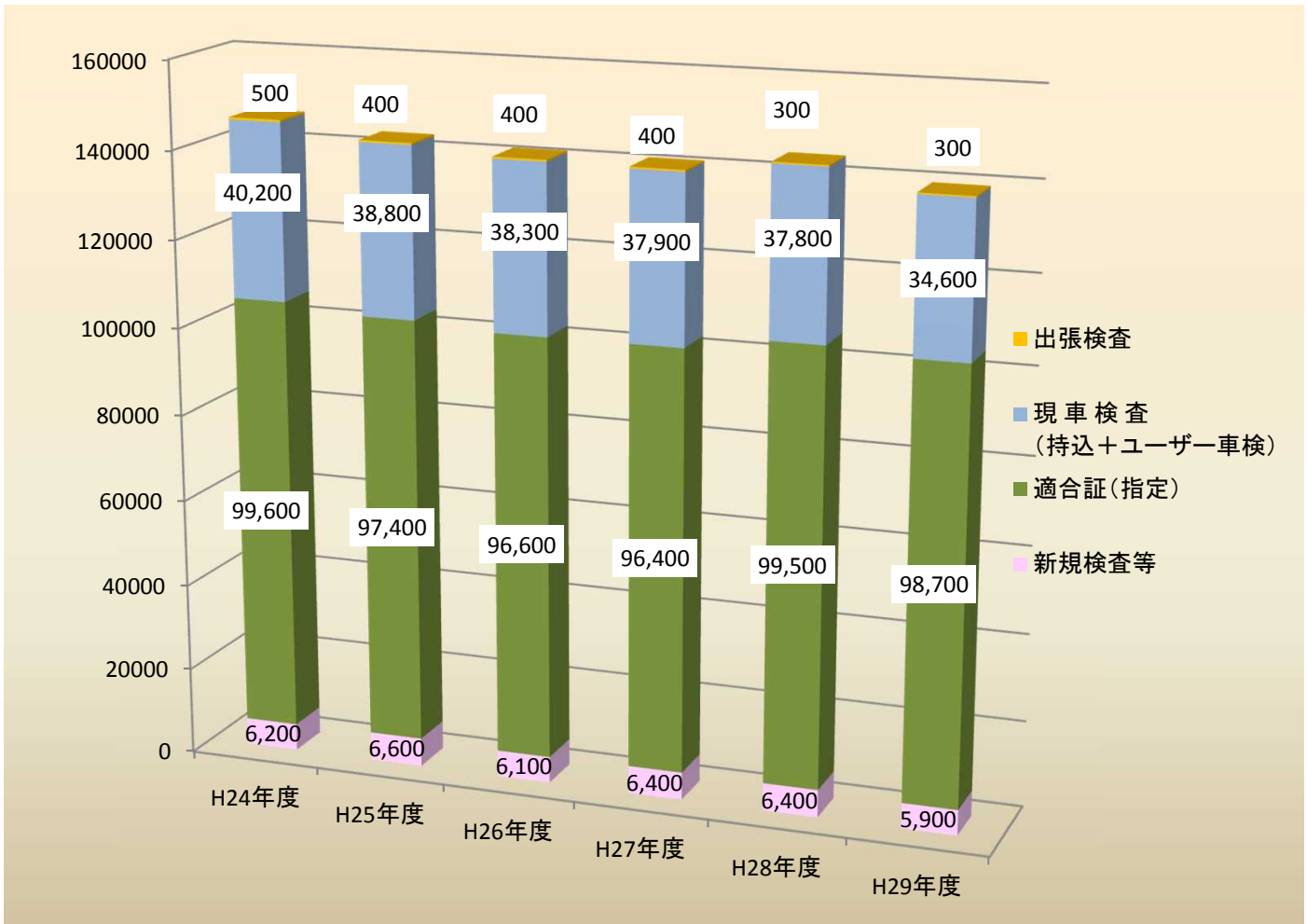
自動車検査制度及び点検整備制度の概況

自動車の検査制度は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものである。

佐賀県内の自動車の検査対象車両数は、平成29年度において67万台である。その内、軽自動車は34万台を占めており、その検査の手続き業務については軽自動車検査協会において行われている。佐賀運輸支局においては、軽自動車を除く検査対象車両33万台について検査の手続き業務を行っており、新規検査等(構造変更、予備検査を含む)については年間5900台、継続検査については13万3400台であり、前年度に比べて新規検査等、継続検査ともに減少している。

自動車の使用者は点検整備制度に基づき、自動車の日常点検及び定期点検を行うことにより車両を保守管理することが義務付けられている。

1. 検査種別の検査車両数の推移

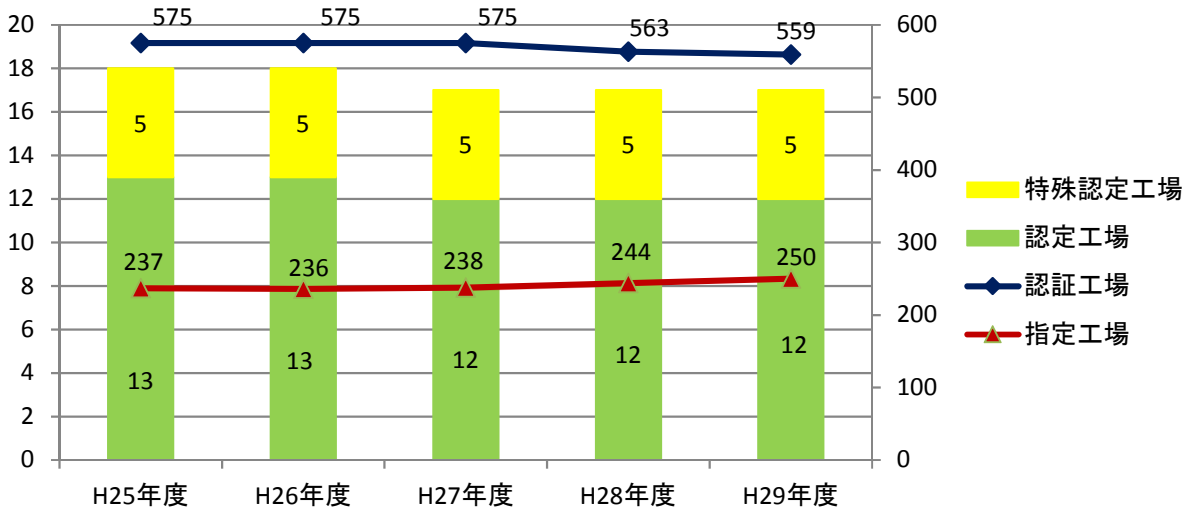


自動車整備事業の概況

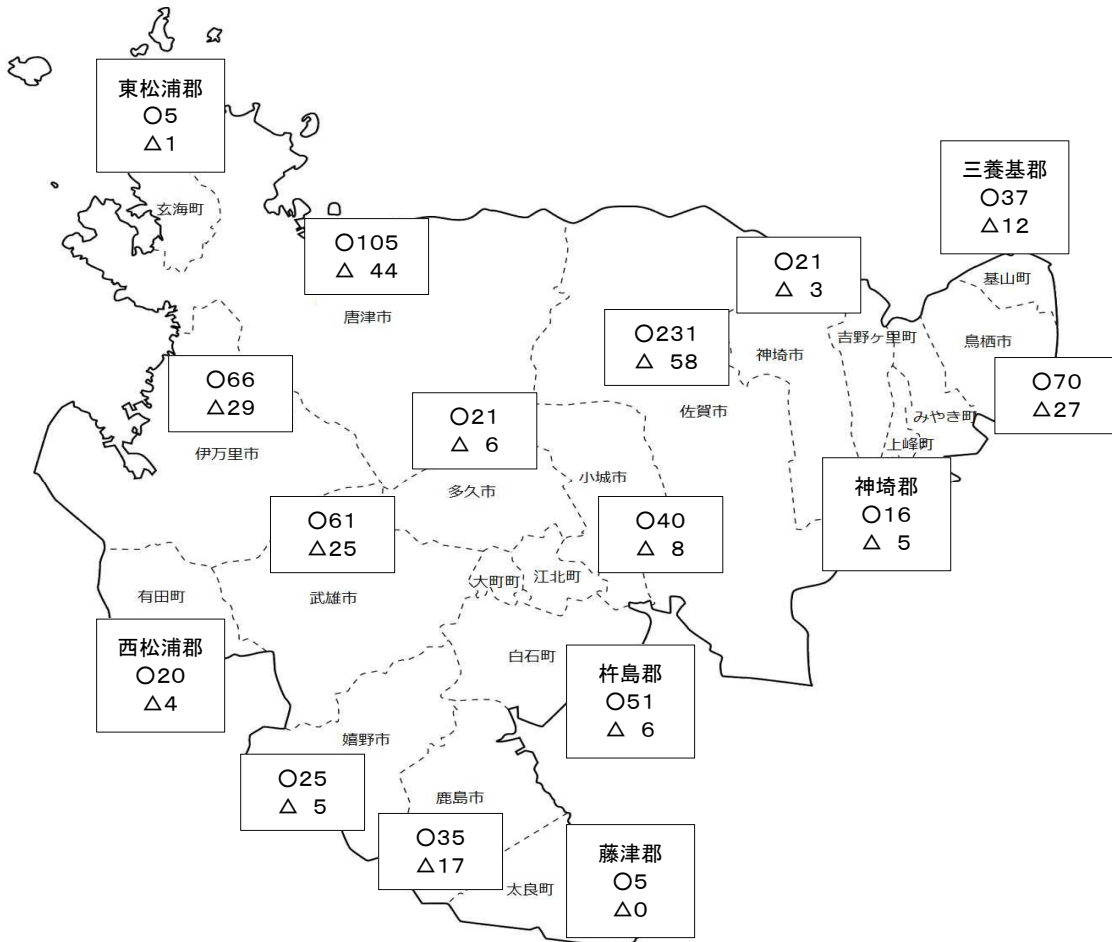
佐賀県内の自動車分解整備事業場（認証工場）は、平成30年3月末現在809工場で、前年よりも2工場減少している。また、指定工場は250工場前で年よりも6工場増加している。

近年、自動車はITの発達により電子制御による新技術の利用が広まり、自動車整備士の技術力の向上が求められているため、整備主任者研修・自動車検査員研修等を毎年実施し、技術の向上を図っている。

1. 自動車整備事業場の推移



2. 市郡別認証工場数及び指定工場数



○認証工場 △指定工場 *認証工場数には指定工場数を含む

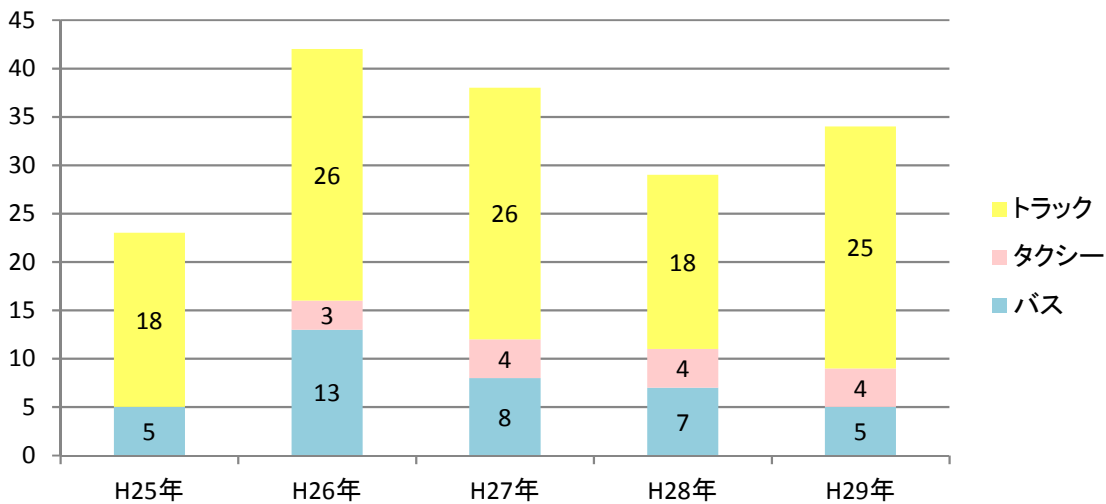
自動車の事故・公害関係の概況

国土交通省は、平成32年までに①死者数235人以下、②人身事故件数23,100件以下、③飲酒運転ゼロを目標に事業用自動車総合安全プラン2020として取り組んでいる。そのような中、佐賀県における平成29年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数34件、死者数5人、負傷者数42人であり、発生件数及び死者数は昨年より微増している。

また、自動車の排出ガスによる大気汚染が大きな社会問題となり、その改善を図るために新車及び使用過程車について、道路運送車両の保安基準が逐次改正される等規制が強化されている。

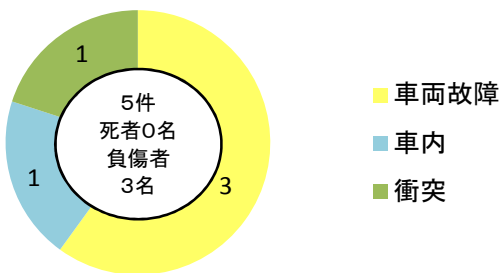
自動車にかかる騒音規制は、定常走行騒音・加速走行騒音・使用過程にある自動車を測定しやすい近接排気騒音の3種類による規制が実施され、騒音についても逐次改正され規制強化が図られている。自動車を良好な状態に維持するには定期的な点検・整備を実施することが必要であり、その醸成を図るため各種運動等を実施し、啓発を図っている。

1. 事業用自動車の業態別重大事故件数の推移

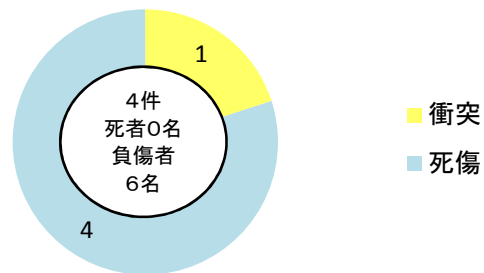


2. 事業自動車の業態別事故発生状況（平成29年）

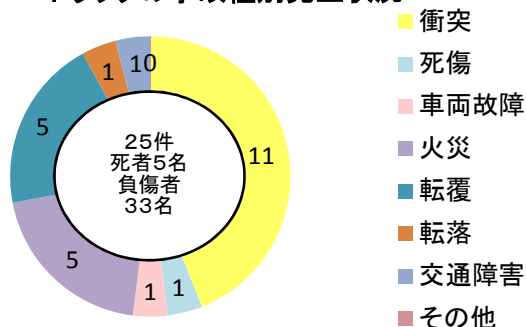
バスの事故種別発生状況



タクシーの事故種別発生状況



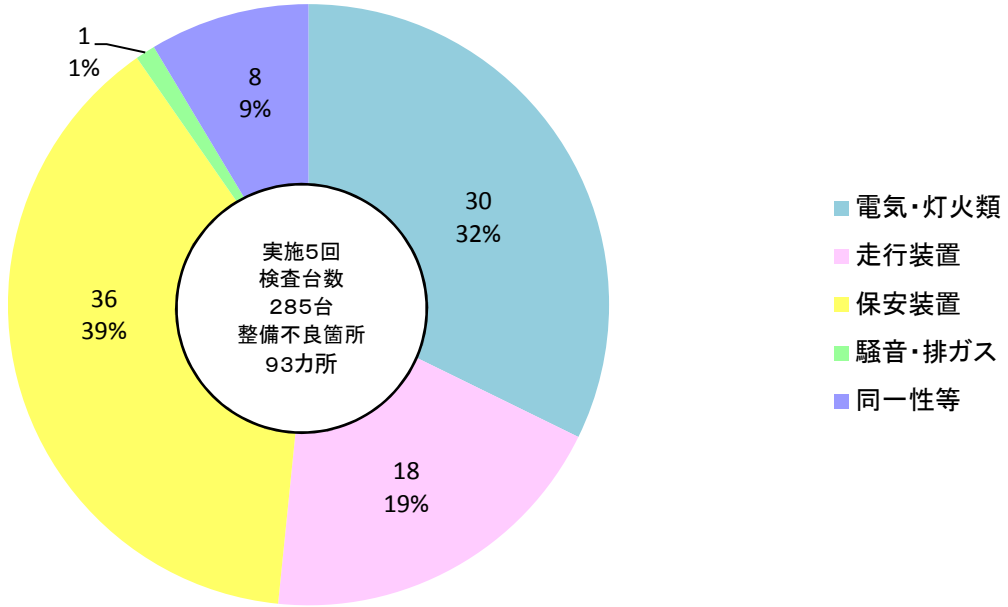
トラックの事故種別発生状況



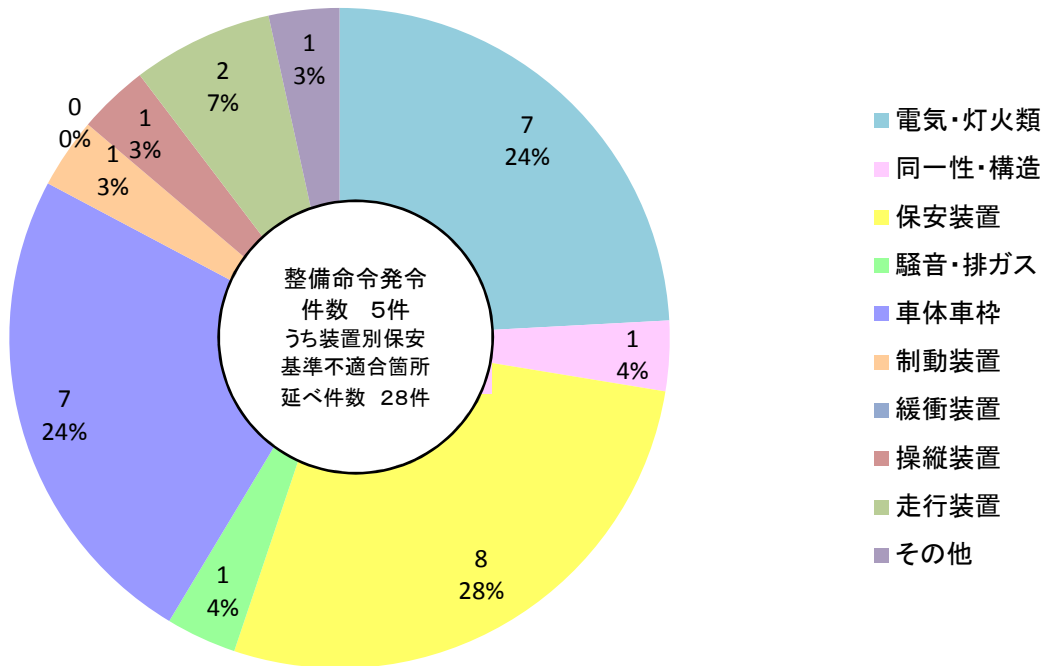
街頭検査の実施状況

平成15年に自動車の不正改造行為を禁止することが明文化され、整備命令に関する制度も強化され県警と連携のもと不正改造車の取締りや街頭検査を積極的に実施している。
 また、平成17年からは不正燃料使用防止のため、関係機関と連携し不正軽油使用車摘発の街頭検査も実施している。

1. 装置別整備不良件数（平成29年度 一般街頭検査）



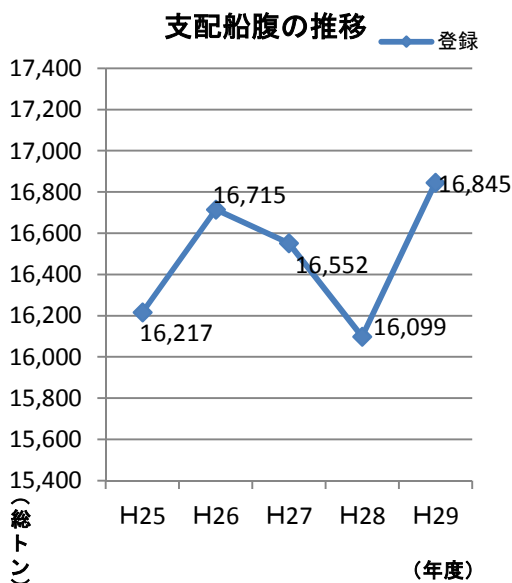
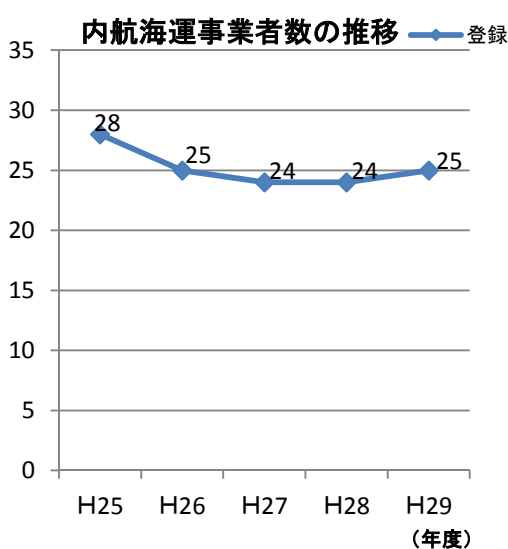
2. 整備命令の発令状況（平成29年度）



運航関係事業の概況

1. 内航海運関係

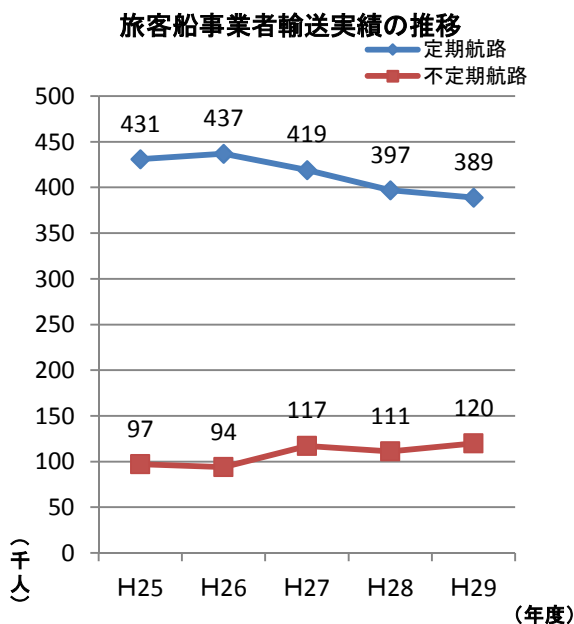
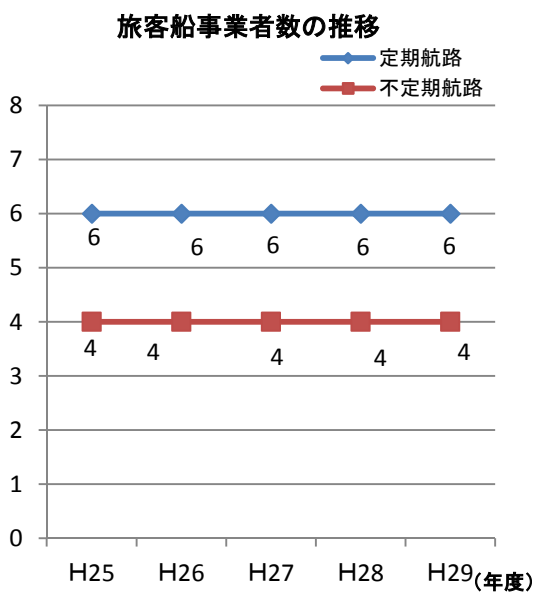
内航海運は、経済性が高く環境保全の面でも優れており、国内物流の約4割(トンキロベース)、特に産業基礎物資の約8割の輸送を担う基幹的な輸送機関である。管内の登録事業者数は25業者となっている。(下表参照)



2. 旅客船事業関係

管内の旅客船事業者数は一般旅客定期航路事業 6者6航路、旅客不定期航路事業 4者5航路となっている。(下表参照)

なお、一般旅客定期航路事業者の内4航路が国庫補助航路、2航路が県単補助航路として指定を受け、離島地域住民の生活航路として、また、公共交通機関として重要な役割を果たしている。



港湾運送事業の概況

1. 港湾運送事業の概況

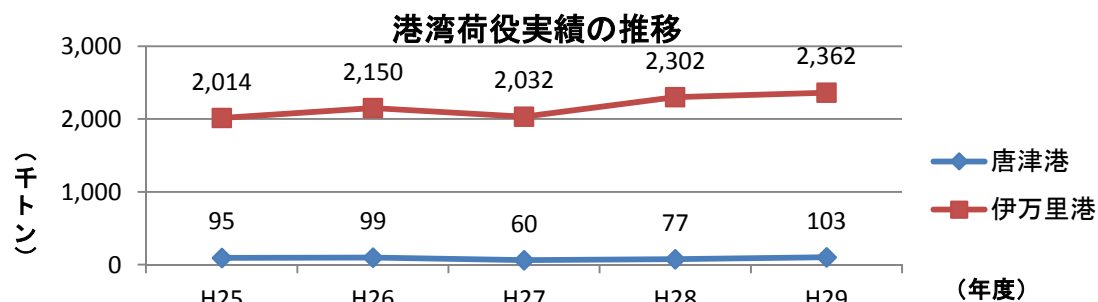
港湾運送事業は、指定港湾における船積み貨物の積み卸し、はしけ及びいかだによる運送、上屋その他の荷さばき場への搬出及び一時保管を行う事業であり、管内では唐津港及び伊万里港が指定されている。2港における港湾運送事業者は下表のとおりとなっている。

(平成30年3月末現在)

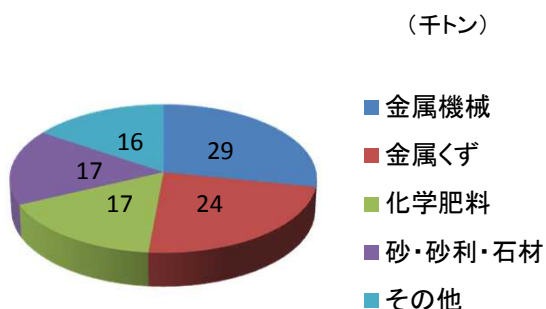
区分 港名	業種			
	一般港湾運送 (限定)	港湾荷役		
		一貫	船内	沿岸
唐津港	1	—	2	2
伊万里港	1	2	—	—

2. 港湾荷役実績

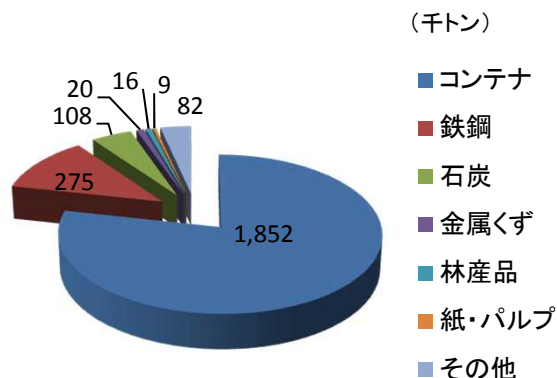
- 唐津港における平成29年度の港湾荷役実績は対前年度比34%増の10.3万トンで、主要取扱貨物は 金属機械、金属くず、化学肥料、砂・砂利・石材となっている。(下表参照)
- 伊万里港における平成29年度の港湾荷役実績は対前年度比3%増の236.2万トンで、主要取扱貨物はコンテナ、鉄鋼、石炭、金属くずとなっており、全取扱量の約78%をコンテナ(主に中国、韓国)が占めている。(下表参照)



平成29年度唐津港荷役実績内訳



平成29年度伊万里港荷役実績内訳

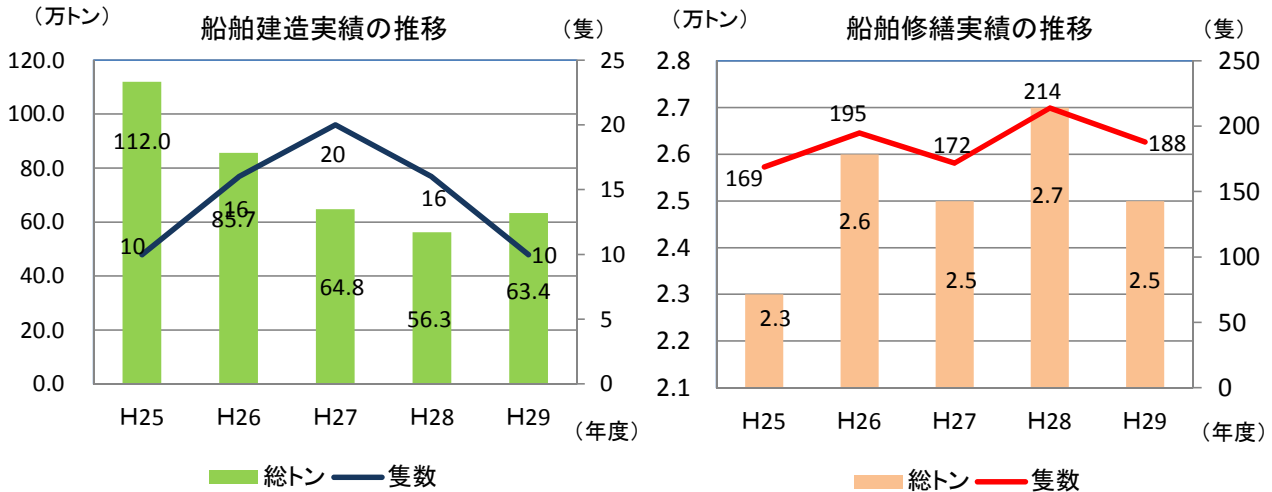


海事産業関連事業の概況

1. 造船事業の概況

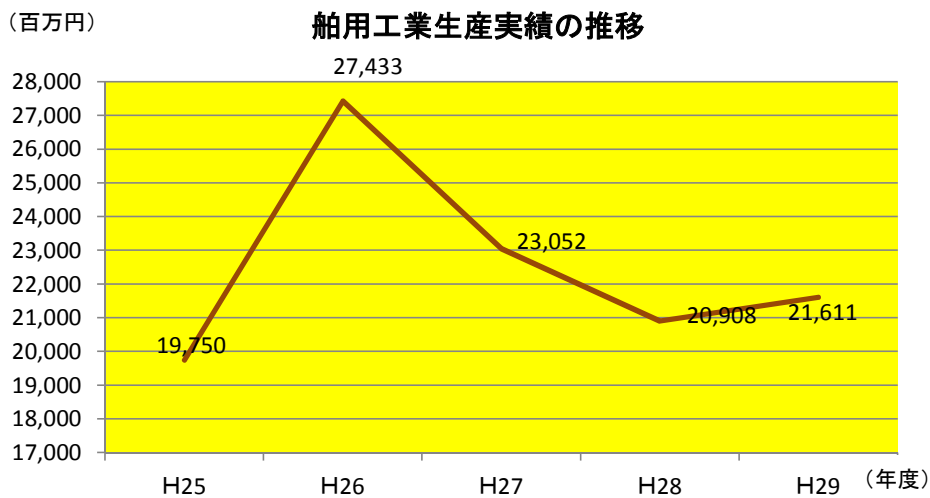
管内における造船事業者数は、許可造船所2者、登録造船所1者、届出造船所5者となっており兼業を除いた実事業者数は8者となっている。

管内造船所の平成29年度における建造量10隻、63.4万総トン、修繕188隻、2.5万総トンとなっている。



2. 船用工業の概況

管内の平成30年3月末現在における船用工業事業者数は、15者となっているが、ほとんどが中小・零細企業で舶用品の生産・販売を主業務としている。平成29年度における生産高は約216億円(8者分)で、前年に比べ約7億円(3%)の増となっている。



3. モーターボート競走事業の概況

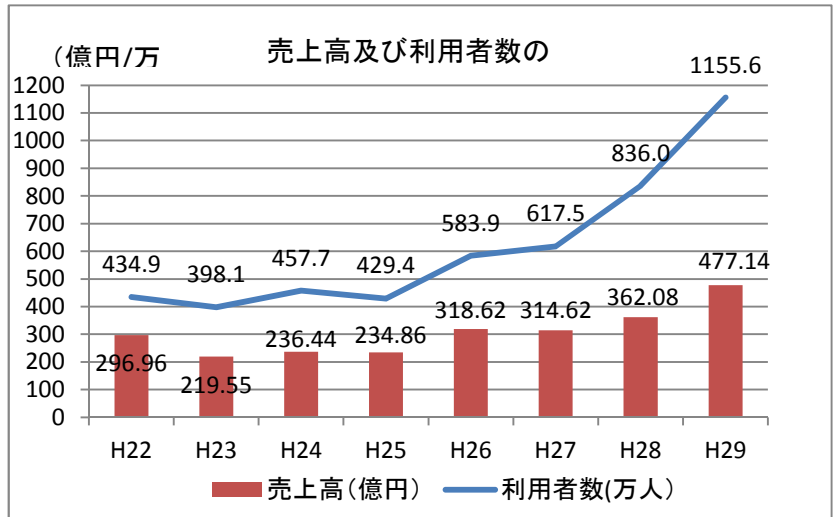
唐津競走場は、昭和28年8月から松浦川河口で競走場としてレースが開催されてきたが、天候等の影響を避けるため、また、ファン利用者への配慮を考慮して現在地に人工湖を新設し昭和50年3月に移転した。

平成17年1月から唐津市(唐津市長)が施行者として事業を行っていたが、平成29年4月の組織変更に伴い、唐津市ボートレース企業局が施行者となった。

平成29年度の売り上げは、約477億円(前年比31.8%増)、利用者数は約1,155万人(前年比38.2%増)となった。県内4カ所に専用場外発売場や唐津競走場に外向け発売所「ドリームピット」を開設するなど時代のニーズに沿ったファンサービスの向上に努めている。

(1)唐津競走場の概要

- ・所在地 唐津市原1116番地
- ・施行者 唐津市
- ・初開催日 昭和28年8月7日
- ・年間開催日数 198日(H29年度)
- ・場外発売場 ポートピア三日月
前売場外ミニット
オラレ呼子
ポートピアみやき



4. 海事産業次世代人材育成事業の概況

平成29年度における取り組みは、佐賀県内の小学校3校の児童123名、教諭12名、唐津海上技術学校の生徒39名、教諭4名を対象とした造船所等の見学会を実施した。



造船所資料室見学(唐津市立入野小学校4・5年生)



唐津海上技術学校での実習(唐津市立西唐津小学校3年生)



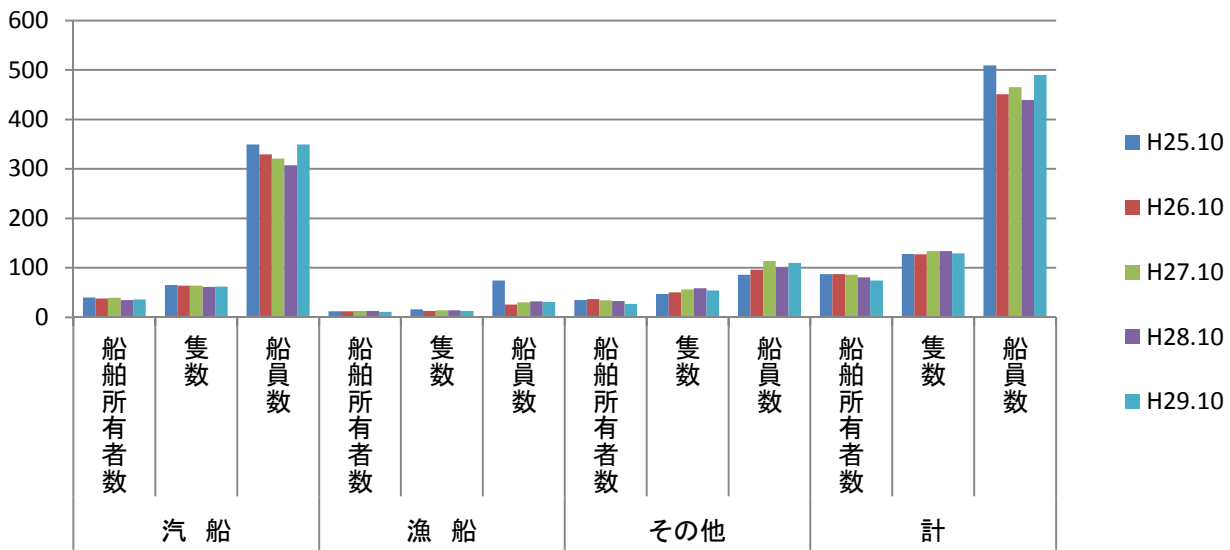
造船所見学(国立唐津海上技術学校2年生)

船員関係事業の概況

1. 船員労働環境関係

① 船員労働環境関係

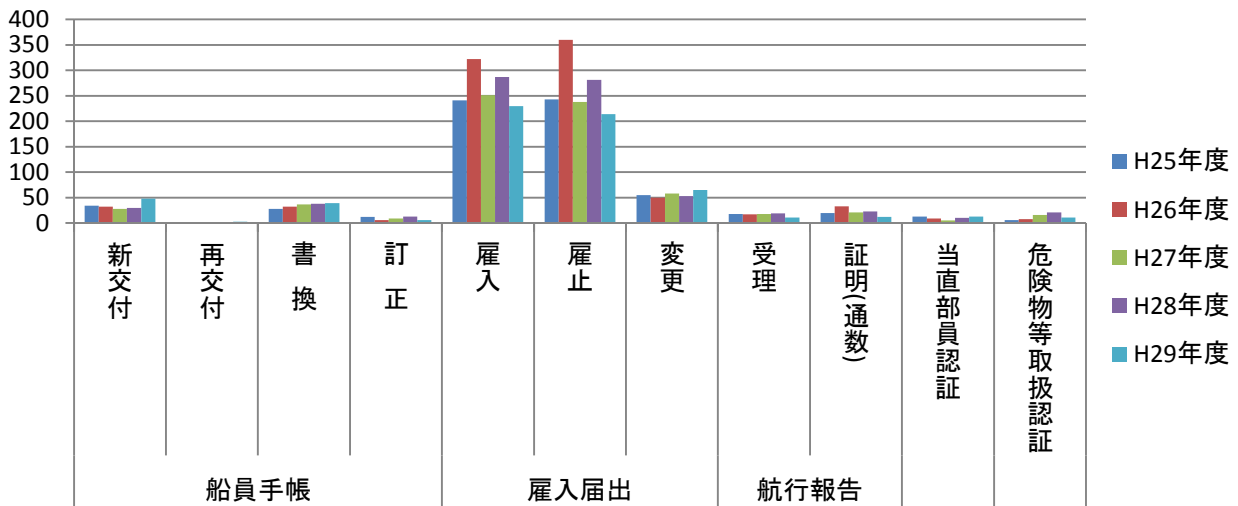
管内の平成29年10月1日現在における船員法の適用状況は、適用事業者数74事業者、船舶数129隻、船員数490人となっており、その推移は下表のとおり。
 汽船の船舶所有者は、その大半が肥前地区(星賀)に集中しており、主として内航海運業を生業とするいわゆる一杯船主である。
 漁船の船舶所有者は、そのほとんどが唐津、鎮西、肥前地区を基地とする延縄、一本釣、雑漁業の事業者となっている。



事業状況報告書より作成
 ※未提出事業者についてはその他に計上

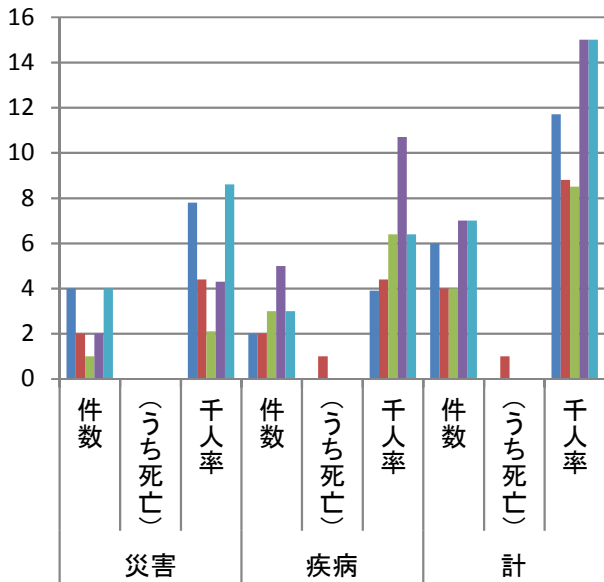
② 船員法関係の事務取扱状況

平成29年度の船員法関係の事務取扱件数は、船員手帳関係96件、雇入届出関係509件、航行報告関係11件、当直部員認証13件、危険物等取扱認証11件となっており、その推移は下表のとおり。
 なお、管内における船員法関係事務を取り扱う指定市町村は、伊万里市(山代出張所)、唐津市(肥前支所)、白石町の3市町である。



2. 船員労働安全衛生関係

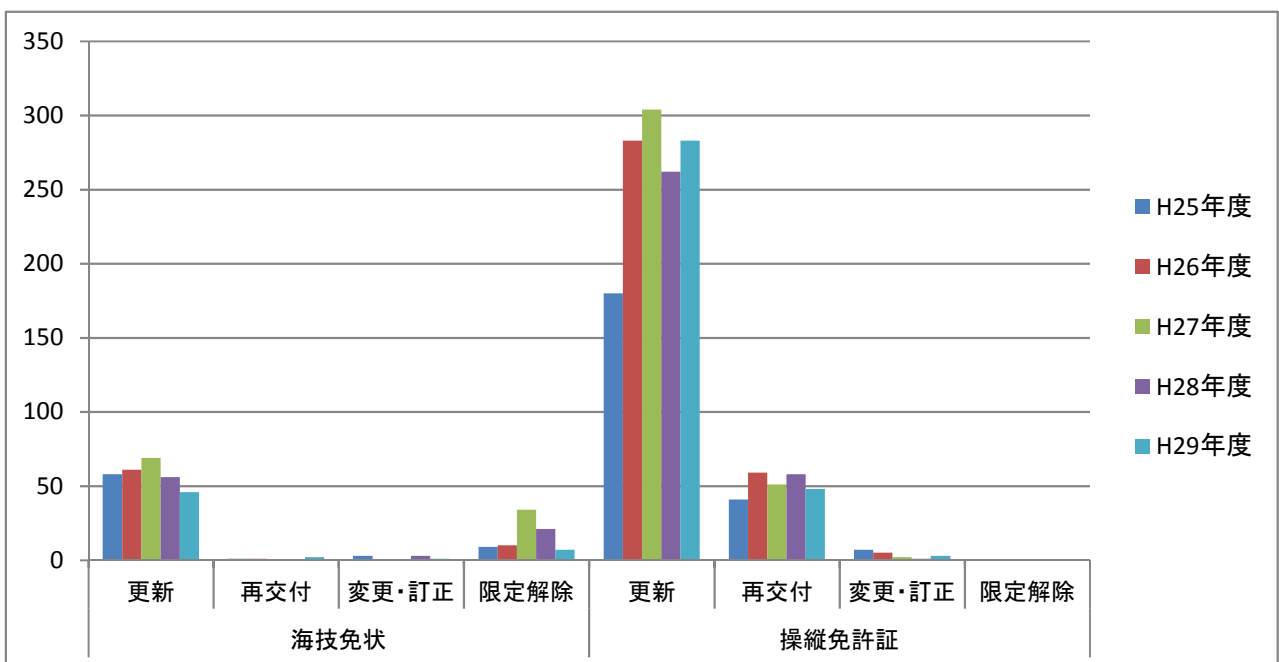
平成29年度の管内における船員の災害疾病発生状況は、災害4件(千人率8.6件)、疾病3件(千人率6.4件)となっており、その推移は下表のとおり。
 船員の災害防止を促進するため、管内では、平成3年6月に「佐賀地区船員労働安全衛生協議会」が、また、平成4年4月には「船員災害防止協会九州支部佐賀地区支部」が設置され、当運輸支局と密接な連携のもと、安全衛生講習会、サバイバルトレーニング等の各種行事や訪船指導等が積極的に行われている。



安全衛生講習会の様子

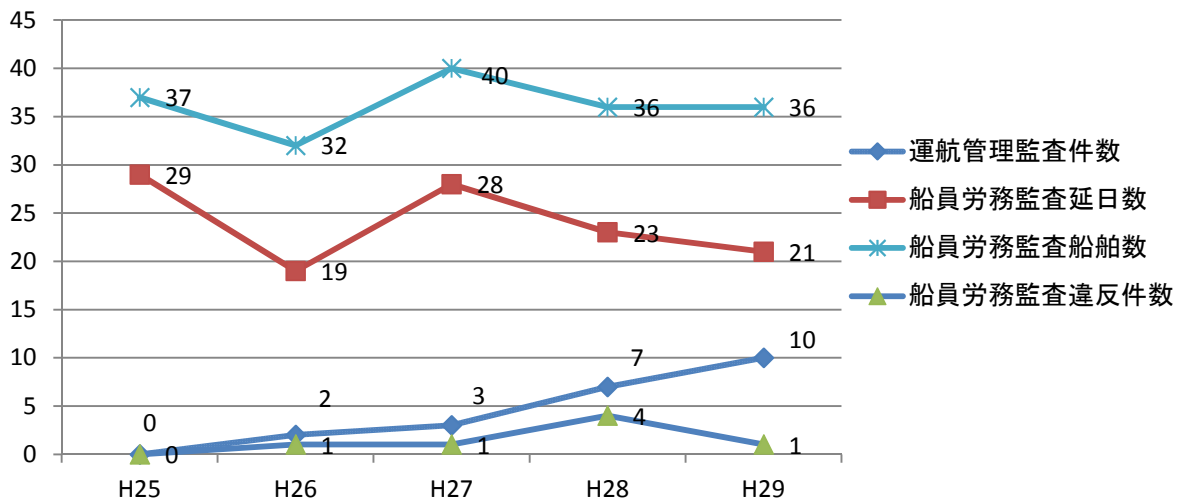
3. 船舶職員関係

平成29年度の船舶職員及び小型船舶操縦者法関係の事務取扱件数は海技免状の更新件数46件、再交付・訂正件数3件、限定解除件数7件、小型船舶操縦免許の更新件数283件、再交付・訂正件数51件、限定解除件数0件となっており、その推移は下表のとおり。



4. 運航労務監理官関係

平成29年度九州運輸局運航労務監理官監査等実施方針に基づいて、
 運航管理監査については、(1)旅客船を重点対象とした通常監査の実施(①安全管理規程の乗組員全員への周知徹底 ②川下り船事業者等に対する安全運航の徹底等指導③海上タクシー事業者には安全指導旬間を設け関係規定の遵守徹底について監督・指導)
 (2)特別監査の最優先実施(事故や法令違反発生時の背景や原因を重点的に監査し再発防止)
 (3)違反の是正徹底(命令等発出事業者に対するフォローアップ)に重点をおいて実施した。
 船員労務監査においては、(1) 2006年の海上の労働に関する条約への対応
 (2)通常監査を通じた船員災害の予防
 (3)災害発生時監査における勧告の積極的活用
 (4)海難発生時監査における違反認定の徹底に重点をおいて、36隻の船舶に対して監査を実施した。
 なお、運航管理監査及び船員労務監査の推移は下表のとおり。



運航労務監理官による船長への聞き取りの様子

運輸安全マネジメント関係事業の概況

平成18年3月31日に施行された運輸安全一括法に基づき、海上運送事業者(旅客船、内航貨物船、海上タクシー等)に導入された運輸安全マネジメント評価について、平成24年度末までに、全事業者に対して1回目の評価を実施した。

また、平成28年度から2回目以降を3年間で4者に対し、平成30年度を持って評価を終了した。平成31年度からは新たな評価方針として、新規対象者は3年連続で、4回目以降の事業者は3年に1回評価を実施する。(但し海難事故等発生させ安全管理に懸念がある事業者は弾力的に運用)

なお、運輸安全マネジメント制度に対する趣旨等の理解を深めるために、毎年「運輸安全管理研修会」を実施している。

佐賀運輸支局の沿革

○(本庁舎関係)

- 昭和22年3月22日 臨時物資需給調整法(昭和21年法律第32号)に基づく事務を処理をするため、運輸省告示第71号(昭和22年3月)によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所が設置された。
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県より移管され、これらを含めて自動車行政を行うこととなった。佐賀自動車事務所は国鉄旧佐賀駅構内に庁舎を置いた。
- 昭和22年5月 佐賀市松原町に事務所を移転した。
- 昭和23年1月1日 道路運送法(昭和22年法律第191号)の施行にともない、従来の自動車事務所は廃止され、新たに道路運送監理事務所が設置され運輸省の地方出先機関として陸運行政を行うこととなった。事務所を大財二丁目に移転した。
- 昭和24年8月1日 運輸省設置法(昭和24年法律第157号)の制定にともない、道路運送監理事務所は廃止され、福岡陸運局佐賀分室となった。
- 昭和24年8月1日 昭和24年8月1日、国家行政と地方行政事務の再配に関連し、地方的事務の一部は都道府県知事に機関委任され、委任事務を処理するため、陸運局分室を廃止、地方自治法附則第4項により陸運事務所が設置された。
- 昭和27年2月 佐賀市本庄町鹿子に本場自動車検査場を新設した。
- 昭和28年12月 佐賀市水ヶ江町稚小路に事務所を移転した。
- 昭和31年4月 佐賀市大財2丁目に事務所を移転した。
- 昭和40年4月 佐賀市高木瀬町高木1271-1に本場検査場を移転した。
- 昭和41年3月 佐賀市高木瀬町高木1281-3に事務所を移転した。
- 昭和46年4月 登録業務に電算機を導入した。
- 昭和48年3月 佐賀市高木瀬町高木1244(現在地)に本場検査場を移転し、検査機器を全自動化にした。
- 昭和48年10月 特殊法人軽検査協会設立にともない軽自動車の届出業務を分離した。
- 昭和52年3月 車検場増築工事によりディーゼル黒煙測定コースを増設した。
- 昭和56年3月 佐賀市高木瀬町大字高木1244-5(現在地)に事務所を新築移転した。
- 昭和60年4月 道路運送法等の一部を改正する法律(昭和59年8月10日、法律第67号)により運輸省設置法の一部が改正され九州運輸局佐賀陸運支局が発足することとなり、昭和24年11月より永年親しまれてきた佐賀県陸運事務所が廃止され、名実ともに運輸省管轄となる。
- 昭和63年11月 住居表示の実施により佐賀市若楠二丁目7番8号となる。
- 平成3年12月 標板取付取外(封印上屋)を新設した。
- 平成7年3月 検査場改築工事により2コースについてマルチテスター(自動方式総合検査機器)を導入した。
- 平成10年3月 登録・検査テレホンサービスを開始した。
- 平成11年7月 希望ナンバー制導入。
- 平成13年1月 中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が総合して国土交通省が発足した。
- 平成14年7月 地方運輸局組織規制の全部改正により佐賀運輸支局となり、自動車検査部門が独立行政法人化した。
- 平成18年7月 スタッフ制の導入。

○(唐津庁舎関係)

昭和18年11月	門司海運局唐津支局、住ノ江支局及び唐津支局伊万里出張所が開設された。
昭和19年6月	住ノ江支局が出張所に降格、唐津支局住ノ江出張所となった。
昭和20年6月	官制改正により門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和21年2月	伊万里出張所が廃止された。
昭和21年5月	唐津支局伊万里分室が開設された。
昭和22年11月	佐賀、大町、呼子、諸富、嘉瀬、塩田、浜及び大浦の各出張所が開設された。
昭和24年6月	嘉瀬出張所及び塩田出張所が廃止された。
昭和26年6月	伊万里分室が出張所に昇格し、佐賀出張所が廃止された。
昭和27年8月	大町、呼子、諸富、浜及び大浦の各出張所が廃止された。
昭和33年1月	伊万里出張所が分室となった。
昭和39年6月	船員労務官が配置された。
昭和44年4月	住ノ江出張所が廃止された。
昭和46年4月	伊万里分室が廃止された。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局唐津海運支局に改称された。
平成5年4月	船員労務官が複数制となった。
平成13年1月	中央省庁再編等により運輸省は、国土省、北海道開発庁及び建設省と統合され国土交通省となった。
平成14年7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局佐賀運輸支局(唐津庁舎)に改称された。
平成17年4月	組織改正により、運航労務監理官を配置。
平成18年7月	スタッフ制の導入。
平成30年6月	港湾合同庁舎新設に伴い、唐津市二太子3丁目214番6号へ移転

佐賀運輸支局の主な業務内容

佐賀運輸支局(本庁舎)

企画調整部門

地域公共交通の確保・維持・改善に関すること
観光の振興に関すること
交通環境に関すること

企画輸送部門

倉庫業に関すること
鉄道事業に関すること
自動車運送事業に関すること
自動車運送事業の指導及び業務監査に関すること
自家用自動車の貸渡に関すること
土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
自動車損害賠償責任保険に関すること
総務、人事、会計に関すること

登録部門

自動車の登録に関すること
自動車の番号標、封印に関すること
自動車の臨時運行、回送運行に関すること
自動車の抵当権の登録に関すること

整備部門

自動車の整備事業に関すること
自動車の整備士に関すること
自動車の運行管理者及び整備管理者に関すること
自動車の事故に関すること

佐賀運輸支局(唐津庁舎)

海事担当

旅客航路事業、内航海運業に関すること
港湾運送事業に関すること
造船業、造船関連工業に関すること
モーターボート競争に関すること
船員の雇入契約届出、船員手帳交付、各種資格認定に関すること
海技免状等の更新等に関すること
海事思想の普及に関すること

運航労務監理官

旅客航路事業に対する安全審査等に関すること
船員の労働条件の確保及び最低賃金に関すること
船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
未払い賃金の支払いの確保等に関すること

管轄区域

佐賀運輸支局(本庁舎)

業務別	管轄区域
倉庫関係業務	佐賀県全域
輸送関係業務	
監査関係業務	
自動車登録関係業務	
整備関係業務	

佐賀運輸支局(唐津庁舎)

業務別	管轄区域	管轄支局
一般行政及び船員労務官	佐賀県全域	佐賀運輸支局
船舶登録測度及び船舶検査	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所
	佐賀県(上記の区域を除く)	長崎運輸支局
船員職業安定所	佐賀県のうち鹿島市、嬉野市、藤津郡	長崎運輸支局
	佐賀県(上記の区域を除く)	佐世保海事事務所
外国船舶監督	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所 (船員関係については 佐賀運輸支局)
	佐賀県(上記の区域を除く)	長崎運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成11年4月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」により平成11年12月に「自動車検査独立行政法人法」が成立、平成14年7月に「自動車検査独立行政法人」が設立した。その後、平成25年12月の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、平成28年4月に「自動車検査独立行政法人」と「交通安全環境研究所」が統合し「独立行政法人自動車技術総合機構」が設立した。

自動車検査においては、平成20年度より、ITを利用した取り組みとして、新規検査等における自動車の寸法・重量等の高精度な諸元測定と車両の画像取得を自動的に行い、電子的に記録・保存する「3次元測定・画像取得装置」を運用している。

平成30年10月現在

1. 業務内容

自動車保安基準に適合するかどうかの審査
上記に掲げる業務に附帯する業務

2. 組織



3. 本検査場の概要

現施設の新設年月日	昭和48年3月
用地面積	13,828㎡
検査場屋面積	1,412㎡
検査コース(4コース)	兼用コース、小型1コース、新規・DSコース、二輪コース

4. 唐津出張検査場の概要

現施設の指定年月日	昭和35年4月1日
所在地	唐津市橋本字二の間1041-1
検査施設の所有者 及び維持運営団体	唐津地区自動車協会
用地面積	1,750㎡

